

「情報メール」

1. デジタル社会の実現に向けた重点計画

2025 年 6 月 13 日、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されました。

参考：<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>

2. 【バブコメ】令和 7 年 4 月 21 日以降にする所有権の保存・移転等の登記の申請について（重要）

令和 8 年 4 月 1 日から、不動産の所有者は、氏名・住所の変更日から 2 年以内に変更登記をすることが義務付けられるとともに、この義務の負担軽減のため、所有者が変更登記の申請をしなくても、登記官が住基ネット情報を検索し、これに基づいて職権で登記を行う仕組みが開始します。

ただし、登記官が所有者の住基ネット情報を検索するためには、所有者から氏名・住所のほか、生年月日等の「検索用情報」をあらかじめ申し出いただく必要があります。

参考：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00678.html

3. 【日司連】日司連当事者型電子署名システム「しほうサイン」

司法書士から依頼者や関係者に対して、電子メールで電子署名の依頼を行うことを目的としたシステムです。遺産分割協議書や株主総会議事録など、複数の関係者で電子署名を行う必要がある場合に、一度の設定で複数の関係者へ電子署名を依頼することが可能です。

参考：<https://shiho-sign.nisshiren.jp/>

4. 【バブコメ】犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（2025 年 2 月 28 日）

自然人である顧客等の本人特定事項の確認方法（規則第 6 条第 1 項第 1 号関係）

顧客等の本人確認書類の写しの送付を受ける方法については、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクに鑑み、廃止することとする。（令和 9 年 4 月 1 日から施行する。）

参 考： <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&Mode=0&id=120250002>

＜司法書士様向け 研修会ご案内＞

これからの本人確認業務は地面師による本人確認書類の偽造対策だけでなく、犯罪収益移転防止法における IC チップを利用した原本確認が推進されます。マイナンバーカードと健康保険証・運転免許証（R7.3.24～）・在留カードの一体化が進み、今までの本人確認の在り方の変化に伴い、業務における対応が必要になります。そこで、本人確認書類の本格的な原本確認方法をアナログとデジタルの活用方法（無料及び有料のもの）を織り交ぜながら習得を目指す研修会を行ってま。また近年、電子契約サービスが登記申請における添付書類として使いやすく、そして印紙代の節約や時間短縮にもつながり、お客様より依頼されることが増えてきました。それぞれ知識編・実施編の研修会を行っています。

＜研修会実績・予定＞

R1.11.18	愛知県司法書士会 中央支部	R2.2.6	三重県司法書士会	R2.11.11	広島司法書士会（Zoom）
R3.6.16	東京司法書士会（Zoom）	R4.1.29	茨城司法書士会（Zoom）	R4.2.5	岡山県司法書士会（Zoom）
R4.3.31	愛知県司法書士会 西三河支部	R4.6.18	岐阜県司法書士会 東農支部（Zoom）	R4.6.29	東京司法書士会（Zoom）
R4.11.11	埼玉司法書士会 川口支部	R4.12.8	東京司法書士会 品川支部	R5.3.16	栃木県青年司法書士協議会
R5.6.17	佐賀県司法書士会	R5.10.13	福井県青年司法書士協議会	R6.1.31	愛知県西三河支部刈谷ブロッ
R6.2.2	奈良県司法書士会 南支部	R6.2.24	埼玉青年司法書士協議会	R6.4.6	埼玉県司法書士会
R6.8.24	静岡県司法書士会 沼津支部	R6.9.14	岩手県司法書士会	R6.10.24	大阪司法書士会 北支部
R6.11.30	鳥取司法書士会	R6.12.5	神奈川県司法書士会	R7.1.16	東京司法書士会
R7.1.31	千葉県司法書士会 松戸・柏	R7.2.26	大阪土地家屋調査士会北摂支部	and more	

		株式会社 ヘルコンピューターシステム 〒362-0066 埼玉県上尾市領家 118-8 TEL：048-783-1231 URL： http://www.bell-com.biz/
情報メール登録	研修会履歴・依頼	お問い合わせ
http://bell-com.biz/info_mail_entry/	http://www.情報メール.jp/	※情報メールは 1～2 ヶ月に 1 回の無料配信です

最近の判例から (14)

土地売買の所有権移転登記手続において、本人確認情報提供制度に基づき司法書士が行った本人確認に過失があったとして不法行為責任が認められた事例

(東京地判 平20・11・27 判時2057—107) 太田 秀也

土地売買の所有権移転手続において、権利証がなかったことから、本人確認情報提供制度に基づき、司法書士が運転免許証により本人確認を行ったが、その免許証の外観、形状の確認が不十分なものであり、偽造運転免許証であることを発見できなかった過失があるとして、不法行為責任が認められた事例（東京地裁平成20年11月27日判決 一部認容 判例時報2057号107頁）

1 事案の概要

本件は、土地所有者Cになりすました人物（厳密には、その人物の息子と称する者B）との間で売買契約を締結し、売買代金を騙し取られたと主張する原告Xが、Cと称する上記人物について本人確認情報を提供した司法書士である被告Y1及び同人が社員となっている被告司法書士法人Y2に対し、被告Y1には誤った本人確認情報を提供した過失があるなどと主張して、損害賠償を求めた事案であり、事案の主な経緯は下記のとおりである。

(1) Y1は、平成18年11月14日、CからBへの所有権移転登記をBより依頼されたが、権利証がなかったため、Cの本人確認をすることとし、Y1は、同月15日、Cと称する者と面談を行った上で、印鑑証明書及び運転免許証の提示を受けた。その際、免許証がケースに入っていたため、ケース入りのまま免許証

の確認をしただけで、ケースから取り出して免許証そのものを手にとって材質、厚みを確認するなどはしなかった。

(2) XとBは、Y1の立会いの下、同年12月6日、代金を2億円とする売買契約を締結し、Xは同月7日に2億円を支払った。

(3) 同日、本件土地については、所有権移転登記申請手続が行われ、その申請に当たっては、Y1の本人確認情報が提出されていた。ところが、Cからは「不正登記防止申立書」が提出されていたため、登記官においてCと面談をしたところ、Cは「本件登記申請の委任行為をしたことは一切ない。」「Y1とも面識がない。」「押印されている印鑑も自分所有のものではない。」と申し立て、更に、登記官から調査を受けたY1も、C本人の運転免許証と、Y1が本人確認をした際に確認した免許証とは異なることなどを認めた。その結果、登記官は、登記申請を却下した。

(4) なお、Bは、本件訴訟において共同被告として訴えを提起されものの、同人に対する訴えは、分離され、公示送達の上（Bは平成19年1月11日から行方不明となった）、請求認容判決がされるに至っている。

2 判決の要旨

裁判所は、以下のように述べて、Xの請求を一部容認した。

(1) Y1の過失責任

以下の理由により、Y1の過失を認定した。

- ①本人情報の提供をする司法書士等が、その前提として本人確認を行うのに当たっては、登記義務者本人に対する事前通知制度に代替し得るだけの高度の注意義務が課せられる。
- ②Y1は、Cとは面識がなく、本人確認のための客観的な手掛かりとなる資料は運転免許証のみであったことから、運転免許証に基づく本人確認が適正に行われるためには、その前提として、運転免許証そのものが真正なものであることが必要である。
- ③本人確認を行うY1としては、最低限免許証の外観、形状を見分けて不審な点がないことを確認した上で、貼付された写真との容貌の照合等、免許証に記載された情報との同一性を確認すべきであった。
- ④Y1は、ケースに入ったままの免許証を手渡され、中身をケースから出すこともしないうまま、免許証が真正なものであると判断したものであるが、ケース入りのままでは運転免許証の外観、形状に異常がないかどうかを十分に確認することができないことは明らかである。また、中身の確認は容易に行うことができる事柄であることからすると、Y1による免許証の外観、形状の確認は、本人確認を行う司法書士に求められる確認としては不十分なものであったといわざるを得ない。加えて、Y1が免許証をケースから取り出して、その外観、形状を確認していれば、それが偽造運転免許証であることを発見できた可能性は十分にあったものといえることができる。
- (2) 過失相殺の要否

原告自身も本人確認を行っていないのであるから過失があることは否定できないが、原告がCに対する本人確認をしなかった事情

や、司法書士という資格の保有者であるY1が本人確認を行っている事情から、過失割合は2割程度と認定した。

(3) 以上より、被告らは、原告に対して、1億7038万円余の損害賠償義務を負うと判示した。

なお、本件は、控訴されたが、その後、和解が成立している。

3 まとめ

平成16年の不動産登記法の改正により、登記済証の代用制度としての保証書制度を廃止する代わりに、旧法の事前通知制度を厳格化した事前通知制度が導入され、さらに資格者代理人による本人確認情報提供制度が導入された（同法23条）。同制度による本人確認においては、運転免許証等の提示を求めて行うこととされている（不動産登記規則72条）。

本件は、この本人確認情報提供制度に基づき、司法書士が運転免許証により本人確認を行った事例について、本人確認を行うのに当たっては高度の注意義務が必要であるとした上で、運転免許証の確認が不十分なものであり、偽造運転免許証であることを発見できなかった過失があるとして不法行為責任が認められたものであり、改正後の不動産登記法の実務上参考になる事例である。

また、宅地建物取引業者も犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき顧客について本人確認を行う義務があり、顧客が個人である場合には、運転免許証等の公的証明書等により本人特定事項（氏名、住居、生年月日）を確認しなければならないこととされており、宅地建物取引業者にとっても参考になる事例である。

（総括主任研究員）

最近の判例から (15)－司法書士の本人確認義務－

司法書士が登記義務者の本人確認義務を怠り成りすましを看過したことにつき過失相殺の上で債務不履行による損害賠償義務を認めた事例

(東京地判 平26・11・17 判例時報2247-39) 松木 美鳥

所有権移転登記手続きを委任された司法書士が、当該売主が真の所有者でないことを見抜けず、買主に注意喚起する義務を怠ったことで損害を被ったとして、買主が司法書士に対し損害賠償を請求した事案において、書類に関し明白な疑義があり、その一部は司法書士会等から注意喚起されていたことを踏まえ、司法書士の委任契約上の債務不履行責任を認めた一方で、本来相手方の本人確認を行うのは買主の責務であるにもかかわらず買主はこれを怠っていたとして、認定された損害額の7割を過失相殺した上で買主の請求を認容した事例（東京地裁 平成26年11月17日判決 一部認容 判例時報2247号39頁）

1 事案の概要

本件は、買主X（原告）において、同人が土地建物の所有権を有するとする売主から買い受けるにあたり、その登記申請を司法書士であるY（被告）に委任し、売主が真正な所有者で前記登記が問題なくなされるものと信じて売買代金等を支払ったが、実際には売主Aは所有者の名をかたった無権利者であった、提出された印鑑登録証明書や提示された運転免許証が偽造されたものであることをYが見過すなどしたために損害を被ったと主張して、委任契約の債務不履行に基づき、前記代金相当額やYらに対する報酬などの合計4307万8000円及びこれに対する訴状送達日の

翌日である平成25年4月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を一部認容した。

(1) 過失による債務不履行

YはXから運転免許証や印鑑登録証明書等の登記申請書類の真否確認を含む登記義務者の本人確認を委任された。

本件運転免許証にはインクのにじみのようなものが、本件印鑑登録証明書にも印字のずれや消去した文字の残像のようなものがあったこと、平成21年に東京法務局及び東京司法書士会がした注意喚起では、偽造された印鑑登録証明書には氏名や住所等の上書きした部分に消去した文字の残像が一部残っているなどと紹介されていることからすれば、Yとしては、前記不審な痕跡自体や前記注意喚起で得た不正登記事案についての司法書士としての知識に照らし、本件運転免許証及び本件印鑑登録証明書の痕跡が不審であるとして自称Aに確認を求め、これらが真正なものであるか否か、ひいてはこれらを所持する自称AがA本人であるか否かを証明できる客観的資料の提出をさらに求めるとともに、Xに対しても不審な点があることを伝えて注意喚起をするべき義務があったというべきである。

しかるところ、Yは、本件印鑑登録証等に現れた不審な痕跡を看過し運転免許証の顔写真との風貌の一致や生年月日等を確認したのみで本人性の確認を終えたというのであるから、Yには、運転免許証や印鑑登録証明書等の登記申請書類の真否の確認を含む本人の確認を怠った過失があると認められる。

(2) 過失相殺について

本件では、XはYに対して売主の本人性の確認も委任しているものの、売主が誰であり、売主とされる者が真に権利を所有する者であるかの確認は本来的には売主によって権利を取得することとなる買主の責任において事前に十分な調査を尽くした上で行うべきものであるというべきである。

しかるところ、Xは平成24年12月上旬に本件不動産を紹介されてから本件登記申請の前日に至るまで売主とされたAと面会したことはなく、自ら依頼してAの本人性や本件不動産の権利性を裏付ける資料を事前に徴求するというものもなかったというのであり、Xが十分な調査を尽くしていたとは認め難い。

また、本件登記申請前日も前記のような本件売買契約に至る経緯についてX関係者がYに告げていた経過はうかがわれないこと、Yを通じて示されたA名義の運転免許証等を見てもX関係者は自称Aと売主との同一性について特に異論を述べていないこと、Xにおいて翌日には登記申請をすることとしてYに登記申請の準備を急がせたことなどからすると、こうしたX関係者の対応がYが本件売買契約に至る経緯に照らしてより慎重に印鑑登録証明書等を確認するという契機と時間的な余裕を減少させたことは否定し難いところである。

さらに、Xは売買代金の支払を登記が完了したときまで待つのではなく、登記申請が受理された時点で自称Aに支払っており、このようにXが登記申請と代金決済を急いだこと

も本件損害の発生に大きな影響を及ぼしているといえる。よって、X自身の過失も大きいと言わざるを得ないのであり、その過失割合は7割と認めるのが相当である。

以上によれば、YはXに対し、本件売買契約の代金3500万円及び委任契約の報酬78000円の合計3507万8000円のうち3割に相当する1052万3400円の限度で損害賠償金の支払義務を負うこととなる。

3 まとめ

本判決は、司法書士が本人確認の際、運転免許証や印鑑登録証明書に印字のずれや消去した文字の残像のようなものがあったという不審な痕跡は、平成21年に東京法務局及び東京司法書士会の注意喚起で得られた不正登記事案に該当することを前提に、司法書士には本人確認を怠った過失があると認められた事例である。本人であるかどうかの基本的確認は買主の責務だとし、これを十分果たすことなく司法書士に丸投げした買主の過失相殺を7割とした判断は、注目される。

これ以外にも、登記における司法書士の責任範囲について明示した判例（横浜地裁 H25.12.25判決 RETIO94-104）として、契約意思の確認や登記のため準備された書類の真偽確認は本来的には買主が行うべきものとし、司法書士が絶対的に確認義務を負うとはいえないとした事例がある。また、類似判例として、東京地裁 H25.5.30判決 ウェストロー・ジャパン、東京高裁 H25.7.11判決 ウェストロー・ジャパンも併せて参考にされたい。

最近の判例から (4)－本人確認・地面師－

不動産売買において、偽造された資料等を基に売主に係る誤った本人確認情報を提供した売主側弁護士に不法行為責任が認められた事例

(東京地判 平28・11・29 金融法務事情2067-81) 笹谷 直生

不動産所有者に成りすました者に、買主が売買代金を騙し取られた事案において、所有権移転登記手続に際し、売主側から依頼を受けた弁護士が、買主に対し、売主に係る誤った本人確認情報を提供したことについて、過失相殺を4割とした不法行為責任が認められた事例（東京地裁 平成28年11月29日判決 金融法務事情2067号81頁）

1 事案の概要

Y（被告・弁護士）は、以前法律事件の委任を受けたB（個人：金融・不動産取引ブローカー）から、本件不動産（収益物件・共同住宅）の売買において、売主が立会人となる弁護士を探しており、引き受けてもらいたいとの依頼を受けた。Yはこれを一旦は断ったが、どうしても弁護士の関与が必要として再度の依頼を受けたことからこれを承諾し、平成26年2月13日、B及びA（個人）に成りすました自称Aと面会した。自称Aは、弁護士の関与を必要としていることについて、不動産売買が初めてで不安なためと答えた。

同月17日、Bより、Aが本件不動産の登記識別情報通知を紛失のため、本人確認情報を作成してほしいと依頼されたYは、翌日自称Aと面談を行い、本人確認資料としてA名義の住民基本台帳カードの提示を受け、氏名、住所、生年月日を訪ね、自称Aの回答と同カードの記載内容の一致を確認した。

買主X（原告・個人）は、「売主は、本件不動産を相続により取得したが、親族間で揉

め事があり、税金支払いのため売却を急いでいる、売買代金は現金一括決済が条件、取引には弁護士が関与する」などを聞き、本件不動産の購入を申し入れた。

同月26日、Xは、Yの事務所において、自称A、Y、B、媒介業者C社ら、計約10人の立ち合いのもと、本件不動産につき売買契約（売買代金2億5千万円・うち1千万円は、賃借人の退去完了まで支払を留保）を締結、自称Aに現金で2億4千万円を引渡すとともに、Y作成の本人確認情報、自称A提出の遺産分割協議書等により、本件不動産の所有権移転登記を経た。

しかしその翌月、本件不動産の真の所有者Aより所有権移転登記の抹消を求められ、結局Xは所有権を取得できなかった。

Xは、本件所有不動産の所有権移転登記に関し、Aの本人確認情報を提供した弁護士Yには、住民基本台帳カードや遺産分割協議書等の偽造に気付かず、誤った本人確認情報を提供した過失があるとして、不法行為に基づき、売買代金相当額、登記移転費用等、計3億2239万円余の損害賠償を請求した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり、Xの請求を一部認容した。

(1) 成りすまし被害の予見可能性

自称Aより本人確認の追加資料として提出された遺産分割協議書は、相続開始日と被相続人の死亡日が異なっているなど、本人確認

に当たり疑義を抱かせる体裁のものであったこと、売主が現金で2億4千万円を受け取るとした本件売買契約の決済は、それ自体異例な決済方法であるし、決済当時78歳の自称Aに多額の現金を交付することは著しく安全を欠く行為といえ、現金決済はその後の金銭の流れを調査することが著しく困難になることなどを考慮すると、Yには、自称Aの本人確認において、成りすましであることを疑うべき事情があったといえる。

(2) 結果回避義務について

Yは、自称Aに住基カード（※）の提示を求め本人確認を行っており、提示された住基カードも、登記申請において写しを提出して法務局より特段の指摘を受けていないことから、Yは申請者代理人として通常要求される程度のものを満たしているといえる。しかし、前記の本件事項のもとでは、提示を受けた住基カードが一見して真正なものと判断されるものであったとしても偽造の可能性を疑うべきであり、Yは自ら自称Aの自宅に赴くか自称Aの自宅に確認文書を送付して回答を求めるなどして、本人確認を行う義務があったといえる。ただし、Xは、本件住基カードのQRコードの生年月日が住基カード表記の記載と異なっていたことから、YにはQRコードを読み取り確認する義務があったと主張するが、QRコードの読取りを行わなかった点については、注意義務違反にあたるとまでは評価できない。

また、本件売買契約の締結までに、他の手段による本人確認を行う時間的余裕がなかったのであれば、本人確認完了までは本人確認情報の提供に応じられないことを申し入れ、本人確認情報の提供を拒絶すべき義務があったといふべきであり、このような措置を講じることなく登記申請書の作成に関与したYは、結果回避義務に違反したといふべきである。

(3) 結論

Yの不法行為と相当因果関係のあるXの損害は、売買代金相当額、登記移転費用の計2億4309万円余と認められるところ、本件の取引事情や、契約当事者は自らの責任において、契約者が真実の相手方かの確認はすべきであるなどの事情を考慮すると、4割の過失相殺をすることが相当である。

3 まとめ

本件のような、成りすましによる事件に巻き込まれないために、本人確認に係る調査方法として、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が要請する方法は当然のこと、その他売主所在地（自宅）への訪問確認、同所へ文書の送付による確認、できれば同伴者を伴わない売主単独への確認、調査確認者複数名・複数回による確認等疑わしい度合いに応じ慎重におこなうべきであることを再度認識していただきたい。

より慎重に確認すべき事案としては、①決済を急いでいる場合②家族に内緒であるからなどと売主所在地（自宅）への訪問を拒否する場合③売買価格が相場より相当安価に設定され、一刻も早く取引成立を迫っている場合④売買代金を現金で支払うよう求めてくる場合等が考えられる。

本件判決を踏まえれば、本件売買契約の締結までに、本人確認を完了させる時間的余裕がないのであれば、仲介業者においても、依頼者に対し本人確認が完了するまで契約を見送るようアドバイスをする（これがかなわなければ、最終的には媒介を断る）責務があることにも十分留意をしておきたい。

(※) 現行の不動産登記規則では、個人番号カード（効力を失うまでの住基カード）とされている。

(調査研究部調査役)

最近の判例から (2)－地面師事件－

誤った本人確認情報を提供した弁護士に売主の成りすましを疑うに足る事情はなかったとして、原審判決を変更し賠償請求を棄却した事例

(東京高判 平29・6・28 ウエストロー・ジャパン) 葉山 隆

所有者に成りすました者に不動産の売買代金を騙し取られた買主が、売主の誤った本人確認情報を提供した弁護士に対して損害賠償を請求した事案の控訴審において、その弁護士に所有者の成りすましを疑うに足る事情はなかったとして、買主の請求を一部認容した原審判決を変更し、その請求を全て棄却した事例（東京高裁 平成29年6月28日判決 ウエストロー・ジャパン）

1 事案の概要

本件事案は概略すると、買主X（原告・個人）が、売主との間で売買契約を締結し、代金の一部2億4千万円を支払い、所有権移転登記経たところ、後日、その売主は所有者に成りすました者（以下「自称A」）であったことが発覚、本件不動産の所有権を得られなかったことから、Xが売主の誤った本人確認情報を提供した弁護士（被告）に不法行為に基づく損害賠償を請求したものである。詳細については、RETIO 108号134頁を参照していただきたい。

原審は、「自称Aより提示された遺産分割協議書に相続開始日等に誤記があるうえ、高齢者が多額の現金を受領する異例で安全性を欠くものであったこと等から、成りすましを疑うべき事情があった」としてYの注意義務違反を認め、これと相当因果関係のあるXの損害についてXの過失相殺（4割）後の1億6044万円余の支払いをYに命じたが、X・Y両者ともこれを不服として控訴した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、原審の判断を変更し、Xの請求を棄却した。

(1) Xは、弁護士であるYが売主の代理人であると認識し、本件売買契約が売主本人の意思に基づく契約と信頼していたため、Yは高度の注意義務を負うと主張する。

しかし、Yは、自称Aから売買契約への立会いを求められ、これを承諾したものであり、依頼内容は必ずしも明らかではない。また、不動産登記法において、資格者代理人の資格の差異によって義務の内容が異なるとする定めはないことから、本人確認に際して、一般に弁護士が司法書士よりも高度の注意義務を負うとは認められない。

(2) Xは、自称Aが成りすましによるものであることを疑うに足る事情があったから、本人確認資料として提供された住基カードのQRコードを読み取る作業を行うか、Aの自宅に赴いてA本人やその近親者と面談をする等により本人確認を追加して行う注意義務を負っていたと主張する。

しかし、Yは自称Aと面談し、その際本人確認資料として提示された住基カード（後日偽造と判明）を手にとって見た限り違和感はなく、写真が付け替えられたりした様子や改ざんされた形跡もなく、他にも不自然な点はないと認識した上、Yが自称Aに生年月日等を尋ねた際にも、正確に回答がなされ、特段不自然な点は無かったことから本人確認情報

を提供したものである。そうすると、Yにおいて知り得た事情に照らし、自称Aが申請の権限を有する登記名義人であることを疑うに足る事情があるときは格別、そうでない場合にまで、不動産登記規則に定める方法以外の本人確認をすべき義務を負うことはないというべきである。

(3) また、以下の点を踏まえれば、自称Aが登記名義人であることを疑うに足る事情があったとは言えず、Yにおいて、自称Aの自宅を訪問して、A本人ないし近親者に面談するあるいは、QRコードを読み取る等、住基カードの提示を求める方法以外の方法によって本人確認すべき注意義務があったとは認められない。

- ① Yが、自称Aに対し、弁護士関与の必要性を尋ねたところ、本件不動産が夫の遺産であり、不動産の売買が初めてで不安であること等を述べたものであり、その内容に特段不自然な点があるとはいえないこと。
- ② 自称Aは、所有権移転登記を受けた2か月余りに登記識別情報を紛失したと説明したが、かかる事態は頻繁にはないとしても、およそあり得ない事態とまでは言えないこと。
- ③ 遺産分割協議書の相続開始日等の日付が誤っていたとしても、これに押印された印影は添付された印鑑登録証明書と同一ないし酷似しており、印鑑登録証明書自体にも不自然な点は無かったこと。
- ④ 本件売買契約の代金額は多額であるにもかかわらず、現金一括払いであったものの、Yがこれを認識したのは、契約締結の際であったこと。
- ⑤ 自称Aは、Aの年齢より若い風貌であったことだが、外見は個人差があるうえ、売買契約に立会った者の中に、自称Aの本人性に疑念を述べた者はいなかったこと。

(4) 以上によれば、Yにおいて、本人確認情報を作成する際に相応な調査・確認を行っていると認められ、原判決中Y敗訴部分を取り消した上、Xの請求を棄却することとする。

3 まとめ

本控訴審では、Yが行った本人確認方法の手順等を検討した結果、Yには売主成りすましを疑う特段の事情はなかったとして、原審の判断が変更されたものである。その後、本判決を不服としたXは最高裁に上告したが、棄却されている。

司法書士が本人確認等を行う場合の注意義務の程度について示された判例として、「司法書士は、登記義務者の代理人と称する者の依頼を受け所有権移転の登記申請をするにあたり、依頼者の代理権の存在を疑うに足る事情がある場合には、登記義務者本人について代理権授与の有無を確かめ、不正な登記がされることがないように注意を払う義務がある。」（最三判 昭50・11・28 集民116-557）がある。また、「登記確認情報の作成にあたり売主の成りすましを疑う事情はなかったとして、司法書士の注意義務違反を否定した事例」として、東京地判 平27・11・10（判例時報2308-90）などが見られる。

昨今、精巧に偽造された本人確認書類等による地面師事件が見られるが、本人確認情報を提供する司法書士等は、成りすましを疑う特段の事情がなければ、より詳細な本人確認作業を行う義務までは負わないとされることから、取引に司法書士・弁護士等が関与する場合であっても、本人確認について当事者及び媒介業者が自身の責任で十分に注意を払ったうえで、取引を進める必要があると言える。

（調査研究部調査役）

最近の裁判例から (11)－仲介業者の売主確認義務－

買主の地面師被害に関し、仲介会社に詳細な本人確認をする義務があったとして、過失相殺の上賠償責任を認めた事例

(東京地判 令3・10・27 ウエストロー・ジャパン) 大嶺 優

所有者になりました者に、売買代金を詐取された買主業者が、仲介業者に対して、売主の本人確認を怠ったとして損害賠償を求めた事案において、売主には本人性に係る不審な事由があり、仲介業者らには詳細な本人確認をする義務違反があるとしてその責任を認めた。しかし、買主業者にも相応の落ち度があったとして、請求額の7割を過失相殺して認めた事例（東京地裁 令和3年10月27日判決 ウエストロー・ジャパン）

1 事案の概要

仲介業者Y1（被告）は、A所有の本件土地の買主を探してほしいと依頼を受け、平成26年9月6日、元某市長であり、売主の知り合いでもあるというBと初めて会い、Bから物件の説明を受けた。

仲介業者Y2（被告）は、X（原告・宅建業者）に、本件土地について、C社が一番手として購入を検討しているが、Xも購入に興味がないかと持ち掛けた。

Y1、Y2、B、A、C社は、同年9月8日、本件土地売買の打合せを行い、同月12日に代金決済することで合意した。Y2はY1に、売主が決済を急ぐ事情を尋ねたところ、Y1は、Bから聞いた話として、Aは株の損失を早く補填したい、本件土地購入を妻に話していないので、Aの自宅に行った場合、この話は壊れるなどと説明した。

同月9日、C社は購入資金を用意できないとして購入を見送ったため、Y2はXに、本

件土地の詳細や、売主は本件土地を購入したことを妻に話していないので、売主の自宅に行った場合、この話は壊れることなどを説明し購入を打診した。また、同月10日、Y2は登記簿記載のAの住所を訪れ、郵便受けに「A」との記載があることを確認したが、その際、Aと面会を求めることをしなかった。

同月12日、B、Y1、Y2、D（司法書士）等が立ち会いのもと、XとAとの間で、本件土地の売買契約が締結された。同月16日、X及びAは、Y1、Y2、D等立ち会いのもと決済を行った。Dは、Aに対し、①本件土地の取得時期、②転居前の住所及び③Aの娘の氏名と生年月日を尋ねたところ、Aは、上記①及び②の問いには分からないと回答したものの、同③の問いには正しく回答したため、Dは、本人確認ができたものと判断し、Xは、Aに対し、本件売買契約代金として、1億5000万円の預金小切手及び現金3240万円を交付した。

同日、Dは、本件土地の所有権移転登記を法務局に申請したが、印鑑証明書、登記済証が偽造されたものとして、その申請は同月18日に却下された。

Xは、Yらに対し、Aに代金1億8240万円を詐取されたXの損害は、少なくとも1億5240万円となるとして、同額の損害賠償を請求する訴訟を提起した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のように判示し、Xの請求を

一部認容した。

(1) Yらの注意義務違反の有無

Yらは、Xに対する不動産仲介契約上の善管注意義務に基づき、売主を名乗る者がなりすましであることを疑うに足る事情がある場合は、運転免許証を確認する義務に加えて売主の自宅を訪れる、同自宅に郵便物を送付する、売主を名乗る者に本人性に係る不審事由の詳細について尋ね、回答に不自然な点や矛盾点があるか否かを調査する等の方法をもって、売主がなりすましでないことを確認する義務を負うというべきである。

次に、Yらになりすましであることを疑うに足る事情があったかであるが、Aが打合せから数日のうちにXに高額の資金を用意させた上、取引が壊れるとまで述べて自宅への訪問自体を拒絶するという事実経過は、Aの本人性に係る不審事由に当たるといふべきである。

また、Aは、本件売買契約締結当日、Dから本件土地の取得時期と転居前の住所を尋ねられ、いずれも分からないと回答しており、本人であれば容易に回答できる上記質問にAが回答できなかったことは、Aの本人性に係る不審事由に当たるといふべきである。

したがって、Aが提示した運転免許証その他の文書の外観や内容に一見して不審な点が無かったことを考慮しても、Yらは、決済日までに、Aについて、住所に郵便物を送付する、直接事実関係を確認するなどの詳細な本人確認を行わなかったことは、不動産仲介業者が負担する注意義務に違反したといふべきであり、Xに対して債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。

(2) 不法行為による損害について

Xは、宅地建物取引業者として、不動産取引の知識や経験を十分に保持しており、Aが初対面の取引相手であったこと、本件売買契

約が高額の取引であったことからすれば、売主の本人確認をYらやDに任せきりにせず、自ら慎重に行うことを期待されてしかるべきである。

しかも、Xは、Y2から売主の自宅に行った場合にはこの話は壊れるなどと伝えられた上、本件売買契約締結及び代金決済のいずれの日においても、AがDからの質問に回答できなかった場面を現認していたのであるから、本人性に係る不審事由の存在を十分に認識し、Aがなりすましであることに気付くことが容易であったといふべきであり、Xが買主としての立場で本件売買契約に関与したにすぎず、Yら及びDに対して仲介手数料又は報酬を支払って本人確認を依頼していることなどの事情を十分に考慮しても、その落ち度は大きいといわざるを得ない。

したがって、Xの落ち度は、Yらの過失の程度に比して大きいといふべきであり、損害の公平な分担という観点から、損害額から7割の過失相殺をするのが相当である

よって、XのYらに対する請求は、4572万円（搾取された金額の3割）の限度で認容する。

3 まとめ

いわゆる地面師の事案であるが、本取引は売主のなりすましを疑う事由が複数あったにもかかわらず、仲介業者がそれに見合う本人確認を怠ったとして、仲介業者の債務不履行に基づく損害賠償責任を認めている。

地面師事例の一つとして紹介するものであるが、その手口として本事案内容を確認のうえ、なりすましを疑う不審事由、その際の仲介業者としての注意義務はどこまで要求されるのか等参考にされたい。

(調査研究部調査役)

判決速報

いわゆる地面師詐欺事案において、司法書士が偽造された運転経歴証明書をもって本人確認をするにあたり、売主になりすました者を不動産の所有者本人と同一人であると判断したことにつき、注意義務違反が認められた事例

東京地裁 令和11.11民事第42部判決 請求認容（確定）
平成30年(ワ)第24529号 損害賠償請求事件

判決要旨

司法書士による本人確認およびこれに基づく本人確認情報の提供は、不動産登記法23条1項所定の事前通知制度に代替できるだけの内容および確度を備えなければならないから、司法書士は、本人確認情報を作成し、それを登記官に提供して登記申請を行う場合であって、登記申請人である者と面識がない場合には、本人確認をするに際し、本人確認書類の原本の外観、形状、体裁および記載内容を十分に検分し、偽造を疑うべき不審な点がないかどうかに注意を払い、不審な点が認められる場合には、さらに調査を行うなどして、合理的な根拠に基づき本人確認を遂げる義務を負う。

ところが、被告は、上記不審な点がないかどうかに注意を払ったとはいえ、そのため、不審な点を認め得ず、さらに調査を行うこともなく、一方、被告がさらなる調査として、不動産の所有者本人と面会したり、勤務先の連絡先を調べて問合せをしたりすれば、本件売主が所有者本人と同一人ではないことが、たやすく判明したと認められることによれば、被告は、一見して偽造を疑うべき不審な点を漫然と見逃し、その結果として、合理的な根拠に基づき本人確認を遂げるに至らず、本件売主が登記名義人である所有者本人と同一人であるという誤った判断をしたのであるから、司法書士の職責である本人確認義務を怠り、委任契約上の注意義務に違反したと認められる。

〔参照法条〕平成29年法律第44号による改正前の民法643条、644条、415条、不動産登記法23条1項・4項、25条、司法書士法2条、3条1項、4条

コメント

1 事案の骨子

本件は、いわゆる地面師詐欺事案において、不動産業者であるXが土地所有者になりすました者を所有者本人と誤認して土地を購入した際、「運転経歴証明書」等をもって本人の同一性確認をした司法書士であるYの注

意義務違反の責任が追及された事案である。

2 事案の概要

(1) Bになりすました者（以下「本件売主」という）は、B所有土地を、不動産業者であるXに売却して代金をだまし取ることを企図し、司法書士であるYの事務所において、本人確認書類として、Bの氏名の記載のある偽造された運転経歴証明書（以下「本件

運転経歴証明書」という）の原本を提示し、これに基づき、Yは、本件売主が土地所有者Bと同一人であると判断した。

(2) 運転経歴証明書は、高齢等の理由で免許の取消しを申請した者に交付される証明書であり、別紙様式等記載のとおり、プラスチック製のカードに、氏名、生年月日、住所、交付日、番号等が記載され、右側部分に顔写真が貼付されていることは、運転免許証と同様であるが、カードの中央左側（番号欄の上部）に、運転免許証は、有効期限と免許の条件等の記載があるのに対し、運転経歴証明書は、横書きの大きな文字で「運転経歴証明書」「（自動車等の運転はできません）」との記載があること、顔写真のすぐ左横に、運転免許証は、縦書きの大きめの文字で「運転免許証」との記載があるのに対し、運転経歴証明書はそうした記載がなく、同部分が空欄であることが、外観上の相違点である。

ところが、Yが本件売主の本人確認資料として用いた本件運転経歴証明書は、真正の運転経歴証明書とは異なり、顔写真のすぐ左横の空欄であるはずの部分に、縦書きの大きめの文字で「運転免許証」との記載があった。

すなわち、本件運転経歴証明書は、真正の運転経歴証明書とは外観上の明確な相違があったが、Yはこれを見落として本件売主とBとの同一性の判断を誤った。

(3) Xは、Yの本人確認を信用し、本件売主が土地所有者Bであると誤認して、本件売主との間で、代金2億円で土地売買契約を締結し、本件売主に対し、代金のうち1億9000万円と諸経費20万7348円を支払い、また、Yに対し、報酬として310万8854円を支払った（Yは一部を返還したが、16万4254円が未払いである）。

Yが売買契約に基づく所有権移転登記申請をしたが、法務局の調査により、B本人には登記申請意思がないことが判明した。被告は、法務局から、本件売主を出頭させた上で、その説明を求められ、その説明を行う予定を立てたが、本件売主は姿を現さず、それ以降、連絡を取ることができなくなった。そのため、Xは、土地所有権移転登記を取得でき

なかった。

合計1億9037万1602円の損害を被ったXは、司法書士であるYが売主の本人確認を怠り、委任契約上の注意義務に違反したと主張して、Yに対し、損害のうち2500万円を請求した。

3 本判決の要旨

(1) 司法書士の職責

本判決は、不動産登記法23条4項（資格者代理人である司法書士による本人確認情報の提供）の趣旨を、司法書士法2条、3条1項、4条等に基づき、法定の資格者として登記の申請を代理するにあたって公正かつ誠実に業務を行うべき義務を負う司法書士が、本人確認情報を作成し、これを登記申請の要件とすることによって、不実の登記を防止することにあるとして、「資格者代理人である司法書士による本人確認及びこれに基づく本人確認情報の提供は、不動産登記法23条1項所定の事前通知制度に代替できるだけの内容及び確度を備えなければならない。したがって、資格者代理人である司法書士は、本人確認情報を作成し、それを登記官に提供して登記申請を行う場合であって、登記申請人である者と面識がない場合には、本人確認をするに際し、本人確認書類の原本の外観、形状、体裁及び記載内容を十分に検分し、偽造を疑うべき不審な点がないかどうかに注意を払い、不審な点が認められる場合には、更に調査を行うなどして、合理的な根拠に基づき本人確認を遂げる義務を負う」旨、判断枠組みを示した。

(2) 被告の注意義務違反

そして、本判決は、運転経歴証明書は高齢等の理由で免許の取消しを申請した者に交付される証明書であり、自動車等の運転をやめることを前提にしているから、本件運転経歴証明書の「運転免許証」との記載は、文書の目的自体に相反する非常に不自然なものであること、この記載は、顔写真のすぐ左横に縦書きの大きめの文字で表示されており、外観上よく目立っていたこと、Yは、警視庁等のホームページを閲覧すれば、真正な運転経歴証明書の見本を容易に参照することができたことなどに照らし、本件運転経歴証明書の

「運転免許証」との記載が、「偽造を疑うべき不審な点」であるとした。

その上で、本判決は、「Yは、上記不審な点がないかどうかに注意を払ったとはいえず、そのため、不審な点を認め得ず、更に調査を行うこともなかった。一方、被告が更なる調査として、本件運転経歴証明書に明記されたBの現住所を訪問して同人と面会したり、勤務先の連絡先を調べて問合せをしたりすれば、本件売主がBと同一人ではないことが、たやすく判明したと認められる」として、Yが一見して偽造を疑うべき不審な点を漫然と見逃し、その結果として、合理的な根拠に基づき本人確認を遂げるに至らず、本件売主が登記名義人であるBと同一人であるという誤った判断をしたのであるから、司法書士の職責である本人確認義務を怠り、委任契約上の注意義務に違反したと認めた。

(3) 注意義務違反に関する事情

本判決の事実認定のとおり、本件では、本件売主が持参した公的証明書、Bの属性の回答の正確さや、その際の本件売主の態度等に不審な点がなかったことが認められる。この点について、本判決は、「Yによる本人確認において、上記公的証明書や回答等は、あくまで補助的な判断資料であり、確認の中心となるのは、顔写真が貼付され、容貌との同一性を確かめ得る本件運転経歴証明書であったと認められる」「法定の本人確認書類である本件運転経歴証明書に一見して偽造を疑うべき不審な点があり、Yがこれを見逃して誤った判断をした以上…、Yが委任契約上の注意義務違反の責任を免れるものではない」と判断した。

4 解説

(1) いわゆる地面師詐欺事案において司法書士の本人確認に係る注意義務違反の有無が問題になった裁判例につき、注意義務違反肯定例として、①大阪地判昭62.2.26（判時1253号83頁）、②東京地判平13.5.10（判時1768号100頁）、③東京地判平16.8.6（判タ1196号120頁）、④東京地判平24.12.18（判タ1408号358頁）、⑤東京地判平26.4.14（判時2234号69頁）、⑥東京地判平26.11.17（判時

2247号39頁）、⑦東京地判平29.12.4（判時2402号39頁）、⑧東京高判平29.12.13（登情692号70頁）、⑨東京高判平30.9.19（判時2393・2394合併号36頁）等があり、注意義務違反否定例として、⑩東京地判平元.9.25（判タ730号133頁）、⑪東京高判平17.9.14（判タ1206号211頁）、⑫東京地判平27.5.26（LLI/DB判例秘書（L07030557））、⑬東京地判平27.11.10（判時2308号90頁）、⑭東京地判平28.5.25（判タ1443号237頁）、⑮東京地判平28.11.10（判タ1450号226頁）等がある。また、司法書士の本人確認義務につき詳細に論じられた文献として、加藤新太郎『司法書士の専門家責任』181頁以下（弘文堂、2013年）がある。

本判決は、司法書士の本人確認に係る注意義務違反を肯定した裁判例の1つであるが、本人確認書類として偽造された運転経歴証明書が使用された点が目新しいところである。

高齢社会化により高齢者が自動車の運転をやめるにあたり、運転免許証に代えて運転経歴証明書の発行を申請する事象が増えている旨、報道等で接することがある。運転免許証は、社会の様々な場面で身分証明（本人確認）書類として機能しているところである。こうした中、免許を返上する以上、運転免許証に代わる公的書類である運転経歴証明書も同様の機能を有するものとされる。不動産登記規則72条2項1号は、本人確認書類の一例として、運転経歴証明書を掲げている。そうすると、同証明書を用いて本人確認を行う司法書士は、運転免許証によって本人確認をする場合と同様の知識や注意をもってこれに当たる義務を負うことが明らかなである。ところが、本件において、Yは運転経歴証明書の外観上明白というべき不審な点を見落とした。Yの注意義務違反を認定した本判決の結論は、合理的なものと考えられる。

(2) いわゆる連件申請の事案において、最二小判令2.3.6（裁時1743号1頁）は、登記申請等の委任を受けた司法書士の注意義務について判断枠組みを提示した。

(3) 損害論につき、本件のような司法書士の注意義務違反肯定例では、X側の事情によ

る過失相殺が問題になり得る。Yは、過失相殺の抗弁を提出しなかったようであるが、本判決は、過失相殺の可能性を勘案し、Xの請求が一部請求（請求額が総損害額の13%程

度）であることを踏まえ、仮に過失相殺を行うとしても本件請求が一部棄却になる可能性はない旨判断している。この点も妥当な判断であると思われる。

「こんなもの3日あればすぐ作れるよ」激増する“中国人マイナンバーカード偽造団”を直撃取材！

「これさえあれば、なんでも手に入る。本当に素晴らしい制度だよ」

1枚のマイナンバーカードを懐から取り出しながら、利便性について賛美する中国人の男。しかし、その手に握られているカードはホンモノではない。



図 1



図 2



図 3

図 1_偽造マイナンバーカードの「サンプル」。顔写真の女性はい前、偽造在留カードの写真にも使われていた

図 2_筆者の接触したカード偽造業者は、マイナンバーだけでなく、年金手帳や運転免許証の偽造も担っていた

図 3_偽造カードを手にも説明する闇バイトを募集していた中国人男性。「偽造の技術は進歩している」と胸を張った

筆者は中国のSNSで偽造カード作成と販売の闇バイトを募集していた業者に応募者として接触。その後、「面接場所」として指定された都内のファミレスに、怪しまれないよう在日中国人の取材協力者・S君とともに向かったのだった――。

昨年12月、マイナンバーカードなどの偽造を行っていたとして、20代の中国籍の女が警視庁に逮捕された。女は'23年6月ごろから、中国国内の指示役に従い、日本の身分証の偽造品を作成し、指定された住所に郵送していたという。警視庁は、女が750枚のマイナンバーカードの他、在留カードなど約1万枚のカード偽造に関与していた可能性があるとしている。

公的身分証として利用される、マイナンバーカードの偽造が横行しているとすれば、日本社会を根底から揺るがす大問題だ。しかし、河野太郎デジタル相（61）は、逮捕された女が作成していた偽造マイナンバーカードについて「単純なもの」と一蹴し、「様々な偽造・変造対策が行われている」とタカを括った。

たしかに押収された偽造カードの写真をみると、ICチップの形が正規のカードと異っているなど、雑な点がある。ところが、筆者が接触した男は「すでに同種の偽造マイナンバーカードが大量に生産され、日本中で利用されている」と語る。主な利用方法は、偽名での銀行口座開設だ。

「かつては、偽造の在留カードで銀行口座を開設することができたが、ここ数年で、必ずICチップの読み取り確認をするようになった。ICチップまでは偽造できないが、マイナンバーカードを身分証として提示する場合には、内蔵されているICチップの読み取りはされない。目視で名前や住所を確認されるだけだ。偽造の運転免許証を使う方法もあるが、手触りなどで偽物だと気付かれることもある。その点、マイナンバーカードなら日本人もまだ見慣れていないから、そうそうバレることはない」ある地方銀行で窓口業務を行う銀行員に筆者が確認したところ、こう認めた。

「確かに在留カードとは異なり、マイナンバーカードによる本人確認の際には、カードの目視と表面のコピーを取るのみでIC

チップの読み取り確認はしていません。利用者の大半が日本人であるマイナンバーカードで、外国人だけ読み取り確認をすると
なると、外国人差別という批判を受ける可能性もありますから……」

こうして架空名義で開設された銀行口座は「トバシ口座」として、特殊詐欺などの犯罪に利用されることになる。架空名義の銀行
口座が用意できれば、同じく犯罪道具のひとつである「トバシ携帯」の契約も可能になる。件の男によると、携帯電話の契約
時にも、ICチップの確認はされないという。

自らの商材について一通り説明するだけで、男は採用を決めたようだった。カードの受注から発行までは、「こんなもの、3日
あればすぐ作れるよ」と豪語した。

「集客はこちらですから、作成して送るだけだ。マイナンバーカードの偽造に必要なプリンターとラミネーター、台紙やフィ
ルムを郵送するから、住所を知らせてくれ。一枚500元（約1万円）で売って、30%が君の儲けだ」

男はそう話すと、合格証の代わりに、偽造マイナンバーカードの「サンプル」を手渡した。この偽造マイナンバーカードは「第
1世代」と呼ばれる代物で、日本国内で1万枚以上が作成・販売されているという。

これらの事実から浮かび上がるのは、大規模な犯罪組織が日本国内の偽造身分証を一元的に手掛けている可能性である。さらに
男は、「現行品よりも精度を増した偽造マイナンバーカードの流通もまもなく始まる」と明かした。

今年度には、保険証や運転免許証のマイナンバーカードとの一体化が始まるとみられている。さらなる悪用を許さないため、彼
らを野放しにしておくわけにはいかない。

『FRIDAY』2024年2月2・9日号より

14 億 5000 万円だまし取ったか大阪府警

大阪府警は 4 日、不動産の所有者になりすまして、金をだまし取ったとして、詐欺や電磁的公正証書原本不実記録などの疑いで合わせて 3 人を逮捕したと発表しました。いわゆる「地面師詐欺」とみられています。

■印鑑登録を偽造、会社の代表取締役になったとウソの登記

逮捕されたのは東大阪市に住む会社役員の福田裕容疑者（52）と住居不定・職業不詳の糸原平容疑者（24）ら男女 3 人です。警察によりますと、福田容疑者は糸原容疑者と共謀して、去年 2 月から 3 月にかけて、大阪市内の不動産会社の代表取締役になりすまして、不動産を購入しようとした別の不動産会社の 40 代の男性 2 人から、現金計約 14 億 5000 万円をだまし取るなどした疑いがもたれています。不動産はいずれも大阪市中央区にある店舗兼集合住宅の 3 つのビルで、2 つは 500 平方メートル、1 つは 130 平方メートルの広さだということです。福田容疑者らは、偽造された印鑑登録申請書や他人名義の運転免許証などを大阪市内に提出し、ウソの印鑑登録をしたほか、糸原容疑者が会社の代表取締役になったとウソの登記をしたとみられています。

■契約時には司法書士・不動産情報提供者も同席

売買契約は被害者の会社の応接室で行われ、福田容疑者らと被害者の他に司法書士や不動産売買情報の提供者が同席し、被害者からはほぼ現金で受け取っていたということです。被害にあった男性の代理人弁護士から相談があり、事件が発覚したということです。警察は福田容疑者らの認否を明らかにしていませんが、福田容疑者が指示役とする地面師詐欺グループによる事件とみて、余罪がないか調べています。

■住民票の写しで免許証偽造⇒印鑑登録を変更⇒ウソの商業登記作成

捜査関係者の見立てでは、今回の地面師詐欺の手口はこうだ。

まず、糸原容疑者が大阪市生野区役所を訪ね、今回の物件の本来の所有者である不動産会社の代表の 70 代女性に金を貸しているとする“ウソの借用書”を使って、女性の住民票の写しを不正に入手して、その情報をもとに女性の運転免許証を偽造。

今度は、会社代表の女性になりすました 70 代の女性と手配師の女が区役所を訪れ、偽造した運転免許証を使って女性の印鑑登録を勝手に変更。その上で、糸原容疑者は大阪法務局で、自身が不動産会社の代表であるとウソの商業登記を行う。

こうして登記上、会社の代表となった糸原容疑者と福田容疑者は共謀して、去年 2 月から 3 月にかけて、別の不動産会社にビル 3 つの架空の売却話をもちかけ、計 14 億 5000 万円をだまし取った疑いがもたれている。

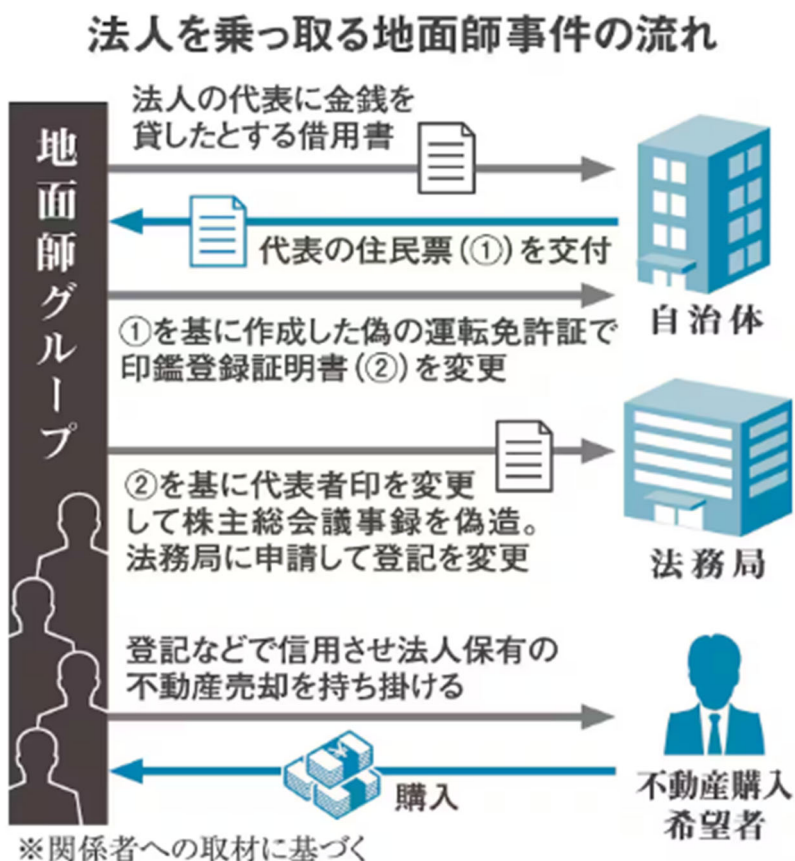
売買契約は司法書士も同席して行われたが、“なりすまし”は見破れず、代金はほぼ現金で支払われたという。

14・5億円だまし取った大阪・ミナミの「地面師」手口の詳細 ニセ借用書で住民票を入手

法律上、本人でなくても訴訟提起などの必要性が認められれば写しが交付される制度を悪用した格好だ。グループ側は住民票記載の個人情報に基づき、作成した精巧な偽の身分証を悪用して代表になりすまし、関連書類を次々と入手、取引相手を信用させていたとみられる。

府警は詐欺容疑に先立ち、電磁的公正証書原本不実記録容疑などでも福田容疑者を逮捕。逮捕容疑は昨年1月、ほかの男女と共謀し、大阪市内の区役所で、不動産会社代表名義の偽の運転免許証などを使って、虚偽の印鑑登録を申請、法務局にも偽の書類を提出してグループの男が新たに代表に就任したとの内容で不動産会社の登記簿を変更したとしている。

関係者によると、グループ側はまず、区役所の窓口で「不動産会社の代表に数十万円を貸した」との借用書を示して代表の住民票の写しの交付を請求。入手した写しに記載された個人情報に基づき、偽の運転免許証を作成し、それを利用して代表になりすまして印鑑登録を勝手に変更、「正規」の印鑑登録証明書を手に入れた。さらに、その印鑑登録証明書や偽の株主総会の議事録を法務局に提出し、登記簿の内容も変更していた。



5分で返信「検問も突破可能です」乱立する身分証の偽造サイト「通販感覚」で犯罪に関与も

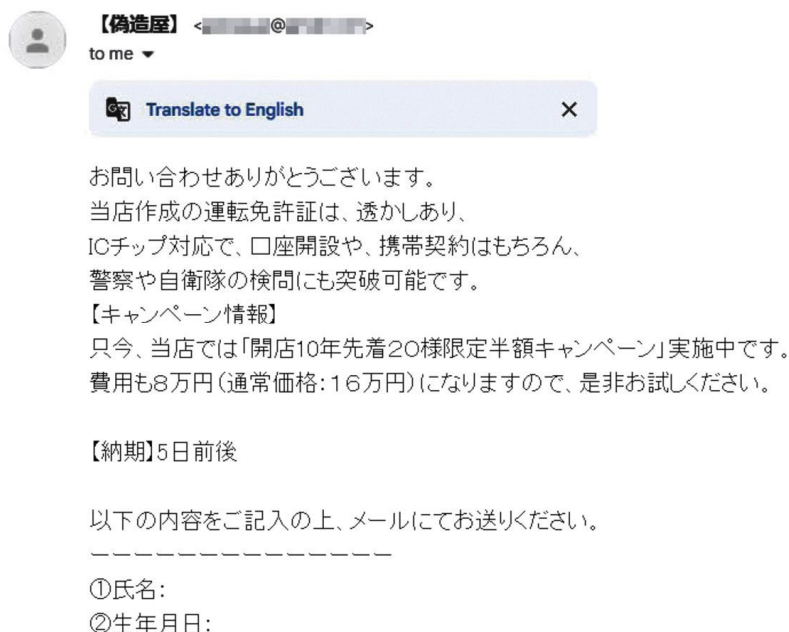
2025年2月16日 5時10分更新



愛知県警が押収した偽造の運転免許証＝同県警提供（一部画像処理）

運転免許証やマイナンバーカードといった身分証明書の偽造を請け負う業者のサイトが、インターネット上で乱立している。数万円で用意するとうたい、実際に購入者が逮捕されているほか、偽造身分証が別の犯罪に悪用される例も。ネットによる申し込みの手軽さからか、社員証などの作成を担っている一般の制作会社への偽造依頼も目立ち始めている。

「当店作成の運転免許証は透かしあり、ICチップ対応で、口座開設や携帯契約はもちろん、警察や自衛隊の検問にも突破可能です」。記者が身分証明書などの偽造サイトで、運転免許証の作成について問い合わせると、5分ほどで返信があった。費用は通常16万円だが、「キャンペーン価格で8万円」と説明。氏名や住所のほか、顔写真をメールで送れば、5日ほどで完成するという。支払いに「ニンテンドープリペイドカード」の番号を送るように指定してきた。



偽造サイトから本紙記者に送られてきたメール＝一部画像処理

別のサイトにもマイナンバーカードの作成を問い合わせると、費用は6万円と回答。「チップ付きですので個人情報の表示可能。暗証番号も設定できます」と返信があった。記者と身分を明かし、両サイトに違法性について質問すると、いずれも連絡は途絶えた。

愛知県警は昨年9月、偽造された運転免許証を使ったなどとして、偽造有印公文書行使などの疑いで医師の男を逮捕。医師は無免許で、捜査関係者によると、逮捕時にネットで購入したとの趣旨の供述をしていた。三重県警津署も同7月、ネットで頼んだという偽造免許証を使って携帯電話を契約しようとしたとして、派遣社員の男を逮捕している。

偽造した身分証は、クレジットカードの不正作成や、盗品の売却時など他の犯罪に使われるケースがあり、匿名・流動型犯罪グループ（匿流）による詐欺でも悪用されている。愛知県警幹部は「サイトは現れては消えるとの状況を繰り返しており、運営者の解明が難しい」と明かす。

こうした中、一般のカード制作会社にも偽造依頼が舞い込んでいる。名古屋市中区の「バズ・プランニング」によると、運転免許証や社員証などの偽造に関する問い合わせは2017年ごろから始まり、昨年からはメールなどで月に4、5件届くようになったという。

同社の中嶋健太社長（44）は「偽造サイトが多くあるので、同一視されているかも。カード印刷技術を使い、犯罪に手を染めている人たちと、同じように見られるのは嫌」と眉をひそめる。

同社ではホームページ上で身分証の偽造は違法と訴えているほか、県警と連携して周知する方法を模索している。中嶋社長は「偽造サイトからスマートフォンで簡単に注文ができてしまう。購入者は通販感覚で、犯罪と思っていないのでは」と推測した。

（森本尚平）

【司法書士の注意義務2—令和1年11月11日東京地方裁判所判決抜粋】

「不動産登記法23条4項は、登記名義人が登記識別情報を提供することができない場合において、資格者代理人である司法書士による本人確認情報の提供をもって、同条1項所定の事前通知に代えることができるものとしている。その趣旨は、司法書士法2条、3条1項、4条等に基づき、法定の資格者として登記の申請を代理するに当たって公正かつ誠実に業務を行うべき義務を負う司法書士が、本人確認情報を作成し、これを登記申請の要件とすることによって、不実の登記を防止することにある。また、資格者代理人が申請人の氏名を知らず、または申請人と面識がないときは、資格者代理人が提供すべき本人確認情報は、申請人から提示を受けた本人確認書類の内容及び当該申請人が申請の権限を有する登記名義人であると認めた理由を明らかにするものでなければならない（不動産登記規則72条1項3号）。そして、同条2項1号は、申請人から提示を受けるべき本人確認書類の一つとして、運転経歴証明書掲げている。このような法規の趣旨等によれば、資格者代理人である司法書士による本人確認及びこれに基づく本人確認情報の提供は、不動産登記法23条1項所定の事前通知制度に代替できるだけの内容及び確度を備えなければならない。したがって、資格者代理人である司法書士は、本人確認情報を作成し、それを登記官に提供して登記申請を行う場合であって、登記申請人である者と面識がない場合には、本人確認をするに際し、本人確認書類の原本の外観、形状、体裁及び記載内容を十分に検分し、偽造を疑うべき不審な点がないかどうかに注意を払い、不審な点が認められる場合には、更に調査を行うなどして、合理的な根拠に基づき本人確認を遂げる義務を負う。

運転経歴証明書は、高齢等の理由で免許の取消しを申請した者に交付される証明書であり、自動車等の運転をやめることを前提にしているから、本件運転経歴証明書の「運転免許証」との記載は、文書の目的自体に相反する非常に不自然なものである。また、この記載は、顔写真のすぐ左横に縦書きの大きめの文字で表

示されており、外観上よく目立っていた。さらに、被告は、警視庁等のホームページを閲覧すれば、真正な運転経歴証明書の見本を容易に参照することができた。そうすると、本件運転経歴証明書の「運転免許証」との記載は、上記(1)イの「偽造を疑うべき不審な点」であることが明らかである。」

【登記官の審査義務—平成14年4月23日東京地方裁判所判決抜粋】

「登記官には、不動産登記法49条等に基づき登記申請の形式的適否を調査する職務権限があり、申請者が適法な登記申請の権利者、義務者、またはその代理人であるかどうかはもとより、登記申請書及びこれに添付されている各種の書類が形式的に適法なものと認められるか否かなどにつき、登記申請書をはじめ従前の登記済証や印鑑証明書などの添付書類、登記簿、押捺されている印影などを相互に対照するなどして審査する義務があるというべきである。ところで、本件で問題となっている東京法務局管内の登記所では、平成8年12月1日をもって登記済印の下部に登記済印番号を記載する取扱いとなっており、本件偽造登記済証の受付年月日は平成11年6月29日であるから、本来であれば登記済印の下部に登記済印番号が記載されているはずであるのに記載されていなかったことは当事者間に争いが無いのであって、しかも、本件偽造登記済証の登記済印の下部に登記済印番号が付されていないことは一見して明らかであるから、本件登記申請の調査を担当した登記官は、その内容について検討するまでもなく本件偽造登記済証が真正なものではないことを容易に知りえたはずである。したがって、本件については、提出された本件偽造登記済証に記載されている受付年月日の表記方法について検討するまでもなく、提出された登記済証に登記済印番号が記載されていないことを看過した登記官は前記注意義務に違反したというべきである。」

また、偽造運転免許を使用したケースで以下の興味深い事例があります。ちょっと古い事案ですが、偽

造かどうかを見抜くポイントがわかります。おそらく最近の地面師は本人に成りすまして、本物と同一の運転免許証を取得していたりするので、こんなわかりやすいものはないでしょうが、このようなレベルの偽造を見抜けないとアウトということになります。それにしても偽造のレベルが低すぎて驚いてしまいます。

【偽造免許証の形状—平成9年9月17日大阪地方裁判所判決抜粋】

「証拠（〈省略〉）によれば、本件免許証は、以下のような特徴を有していた事実が認められる。

- 1 真正な自動車運転免許証であれば、生年月日欄の元号、年、月、日は半角文字で印字されているものであるが、本件免許証においては全角文字で印字されていた。
- 2 真正な自動車運転免許証であれば氏名、生年月日、本籍・国籍、住所欄はそれぞれ左端一文字分空白とし、二文字目から印字されているが、本件免許証はいずれも左詰で印字されていた。
- 3 真正な自動車運転免許証であれば氏名欄の氏名末尾は通常右端二文字分を空白として残して印字されているが、本件免許証は右詰で印字されていた。
- 4 本件免許証の交付欄の「平成」及び「02」及び免許証番号欄の末尾二桁の「00」がずれていた。
- 5 吉田伊蔵の名前が「吉田伊蔵」と印字されていた。
- 6 本免許証は通常の自動車運転免許証と比べ、やや厚みがあった。（この点、被告甲野は荒谷の自動車運転免許証と比較して分厚いとは感じなかった旨供述し、甲二七において、乙川は司法警察員に対して本件免許証に異常がなかった旨述べているが、前記認定のとおり大山は本件免許証が分厚いと感じていたものであり、本件免許証が偽造されたものであることから、厚みに何らかの変化が生じる蓋然性が高いといえることから、被告甲野の供述及び甲二七の当該部分を採用することはできない）」

5 原野商法、マルチや投資詐欺について

ニュースで金額の大きさから、「地面師」が取りざたされていますが、他にも様々な犯罪があり、とりわけ特殊詐欺事件には注意が必要です。

古くは、原野商法（原野などの価値の無い土地を騙して高値で売りつける悪徳商法）などがあり、昔の司法試験の問題では、原野商法への民事上の対抗策を問う問題も出題されていました。

近年では、海外不動産等、海外FX、海外通貨などの海外取引に関する詐欺や仮想通貨への投資などに関連するものが散見されます。特に海外版の原野商法だと見破るのが難しくなります。

これらは、国外に資金を移転していると回収がさらに困難になりますし、詐欺であるとの立件もかなり難しくなります。

海外のペーパーカンパニーが決済代行者と共謀し、介することによって真犯人が全くわからないケースも多々あります。

さらに、マルチ商法は依然として流行していますが、適法性を装う技術も上がってきており、違法かどうか断定できない場合も増えています。

また、「ガンに効く」という健康食品なども基本的には全て薬機法違反ですし、詐欺的な商品です。

そして、相談を受けた弁護士の業務も複雑になっており、必要とされる知識や業務量も増大している一方で、回収率は低くなっているのが現状ですが、なぜか被害者の中には、成果を上げているにも関わらず、弁護士報酬が高いと不満を述べる方もいて、人間の欲深さに対して、やるせない思いを感じることもあります。

とにかく協会の皆様には、今一度、「儲け話は全て詐欺」という前提をご確認いただけますと幸いです。「必ず儲かります」というのは必ず詐欺です。

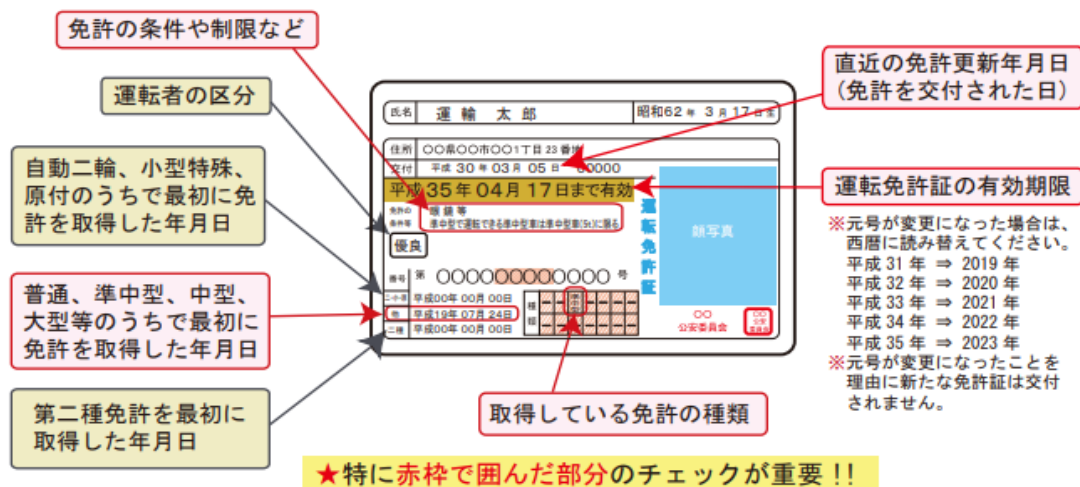
研修会アンケートQ & A

作成：2025年6月【第20版】

Q 1.運転免許証の確認方法について再度説明してほしい

運転免許証の見方

(この運転免許証は、実物を元に描き起こした模式図です。)



<検索キーワード>

全ト協 運転免許証

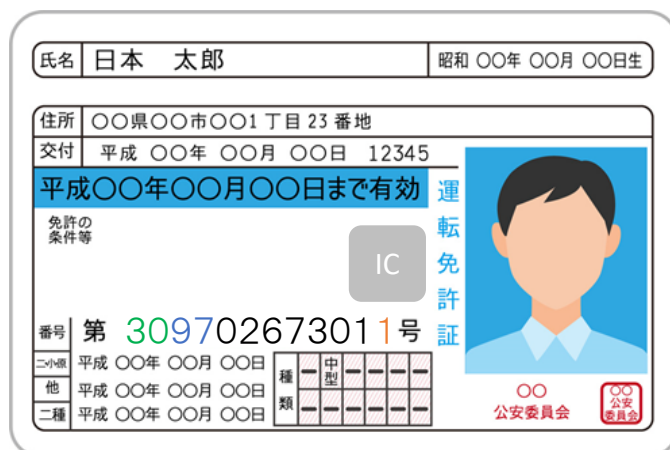
※引用：公益社団法人 全日本トラック協会 <https://jta.or.jp/>

1) 最初の2桁は各都道府県の公安委員会のコードで、初めて免許証の交付を受けた公安委員会のコードが記載されます。この例の場合は「30」、よって下記より「東京」で取得とわかります。

2) 現住所の県と〇〇公安委員会の〇〇と同じになっているか?の確認をしましょう。

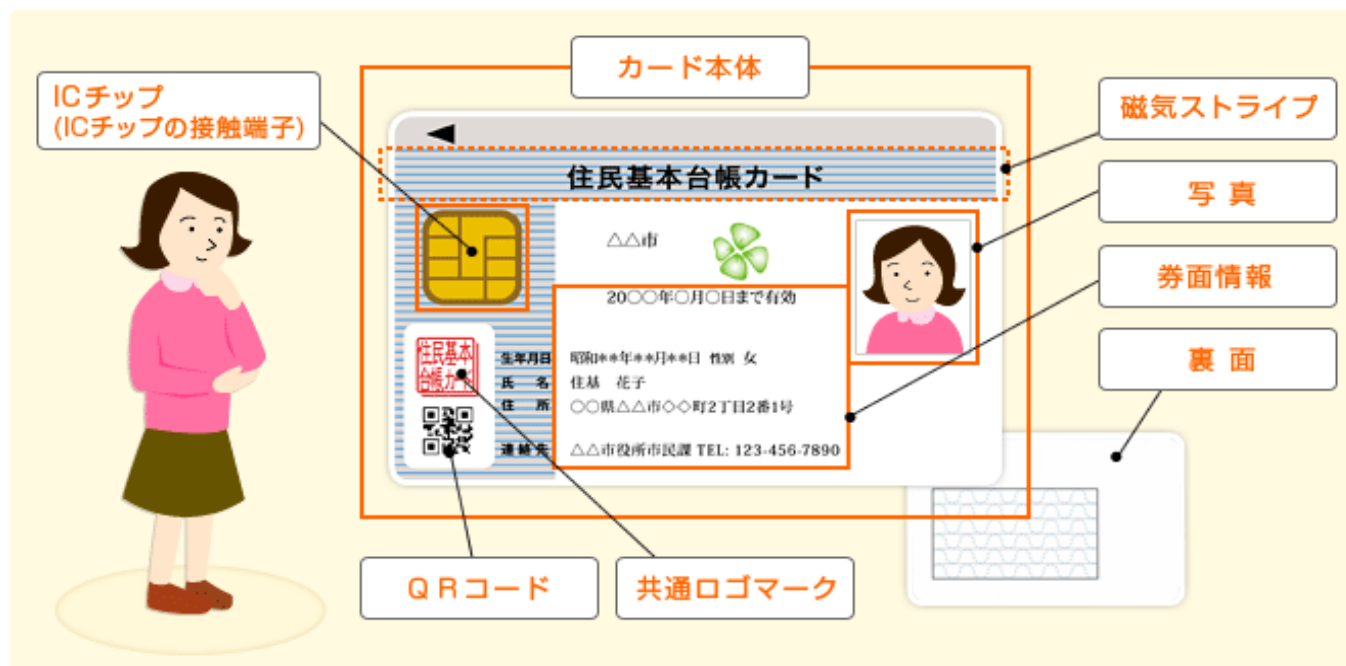
北海道	北海道	函館	旭川	釧路	北見						
	10	11	12	13	14						
東北	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島					
	20	21	22	23	24	25					
関東甲信越	東京	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
	30	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
北陸・中部	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重					
	50	51	52	53	54	55					
関西	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山					
	60	61	62	63	64	65					
中国	鳥取	島根	岡山	広島	山口						
	70	71	72	73	74						
四国	徳島	香川	愛媛	高知							
	80	81	82	83							
九州・沖縄	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄			
	90	91	92	93	94	95	96	97			

2) 3桁目と4桁目は、初めて免許を取得した年の西暦の下2桁です。この例の場合は「97」、よって「1997年に取得とわかります。
 ※今年は2025年のため「2025-1997=28」
 よって28年前に取得したとわかります。
 生年月日と照らし合わせると、何歳の時に取得したという判断もできます。
 ※但し、失効を受けた場合は再取得となるため、再取得の公安・取得の西暦となります。



- 3) 最後の1桁、下1桁の数字は、再発行の回数です。
この例の場合、「1」ですので再発行を1回受けたことがあるということになります。
- 4) 顔写真左に記載の「運転免許証」の縦文字の左側に I C チップが埋め込まれている。
懐中電灯、スマートフォンのライト機能を使用して I C チップの影が見える事を確認する。
- 5) 現在の運転免許証には「本籍」の記載はされていない。
- 6) 免許証のICチップには氏名、生年月日、運転免許証交付年月日、有効期間、免許の種類、運転免許証番号に加え、顔写真と本籍が記録されています。

Q 2.住民基本台帳カード（顔写真有）のQRコードについて教えてください。



A 2. スマートフォン若しくはQRコードリーダーでQRコードを読み取った結果

イ) 有効期限（西暦8桁）＋生年月日（6桁）

ロ) 生年月日（6桁）

上記の2パターンのどちらかで表示されます。（自治体によって違いがあるようです）

※例：2020年2月20日まで有効 昭和54年5月4日生 の場合

イ) 20200220540504 と表示されます。

ロ) 540504 と表示されます。

※平成21年4月20日発行分（有効期限が2019年4月19日以降）からQRコードが印刷されています。

ハ) 住基カードの有効期限は交付された日から10年間です。

住基カードの交付は2015年12月28日までです。よって、有効期間が2026年以降のものは存在しません。

Q 3.外国で発行された運転免許証における本人確認情報及び本人確認証明書の証明書の取扱いについて教えてください。

A 3. 外国で発行された運転免許証について

- ①本人確認情報（不登規則第72条第2項1号）の提示資料として使用不可

②本人確認証明書（商登規則第61条第7項）の証明書として、「氏名及び住所」の記載があれば使用可能

Q 4.外国人が日本で運転免許証を取得した際の生年月日は和暦・西暦、どちらですか？

A 4. 和暦で記載されます

Q 5.外国政府が発行した旅券（パスポート）における本人確認情報及び本人確認証明書の証明書の取扱いについて教えてください。

A 5. 外国が発行した旅券は

①本人確認情報（不登規則第72条第2項1号）の提示資料として、日本国政府が承認した外国政府（※）発行旅券であれば使用可能

※各国の元首名等一覧表

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/po/page22_001297.html



②本人確認証明書（商登規則第61条第7項）の証明書としては、旅券には一般的に「住所」の記載がされていないため使用不可。

同様に日本国政府が発行した旅券も「住所」の記載がないため使用不可

Q 6.旅券（パスポート）の内側のページをブラックライトで照射すると何が見えますか？

A 6. 日本国と記載のある表紙の次ページより、2mm×25mmほどの線が4本・3本・2本・1本（交付時期により順不同）に透かし上がります。

また、顔写真のページでは、本人の顔写真と同じものが透かし上がります。

Q 7.「在留カード（有効期限内）」を所持する外国人が居住する市町村で「印鑑登録」を行い、「印鑑証明書」を持参してきた。この場合、市町村は「在留カード」を調査しているのでしょうか？

A 7. 顔写真付きの在留カード若しくは特別永住者証明書に関しては1号書類となるため、一般的な確認方法は行っているようです。在留カード等番号失効情報照会などを利用している。また、行政によっては券面よりICチップを読み取り確認する装置を使用しているところもあるようです。

Q 8.外国人住民も個人番号カード（マイナンバーカード）の取得はできますか？

A 8. 外国人住民については、個人番号カードの交付が受けられます。

記載事項については日本人と同様です。

有効期限に関しては、在留資格によって変わりますので確認時は、マイナンバーカード及び在留カードの両方で確認を行うようにしましょう。

外国人住民のマイナンバーカードの有効期限について	
区 分	マイナンバーカード
永住者、高度専門職第2号、及び特別永住者	日本人の場合と同様
永住者、高度専門職第2号、以外の中長期在留者	カードの発行日から在留期間の満了日まで
一時庇護許可者又は仮滞在許可者	カード発行日から上陸期間又は仮滞在期間を経過する日まで
出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者	カード発行日から出生した日又は日本の国籍を喪失した日から60日を経過する日まで

Q 9.各種ICチップ搭載証明書のパスワードロックがかかった際の解除依頼先はどこになりますか？

A 9. 運転免許証（3回連続失敗でロック）

→ 運転免許試験場・運転免許更新センター・各警察署

住民基本台帳（住基）カード・マイナンバーカード（再設定になります）

→ 発行を受けた市区町村窓口

Q 1 0.1 号書類をお客様へ案内する際に、各書類の注意事項の記載案はありますか？

A 1 0. 文案を下記に記載します。参考にしてみてください。

以下の本人確認書類の場合には、原本をご提示ください。

1. 運転免許証（カード原本・有効期限内であること（マイナ免許証・スマホ搭載は使用不可））
2. 運転経歴証明書（2012年4月1日以降交付のもの）
3. パスポート（旅券）（2020年2月3日以前に申請されたもの）

※所持人記入欄に現住所の記載があるもの

※所持人記入欄がない場合については、本人確認書類と現住所が異なる場合、
または旅券（パスポート）で所持人記入欄がない場合は、現住所の記載のある
次の補足書類の提出をご一緒にお願いします。

- ・ 各種健康保険証
- ・ 各種福祉手帳
- ・ 各種年金手帳 等

※いずれにおいても、住所・氏名・生年月日の記載があるものに限りです。

4. 在留カード

5. マイナンバー（個人番号）カード

（カード原本・有効期限内であること（スマホ搭載は使用不可））

Q 1 1. JPKI利用者ソフトが「このソフトはAndroidの以前のバージョン用なのでこのデバイスでは利用できません」とでてきました。

A 1 1. 確認事項

1) Android端末（機種）が以下の表にあるかご確認ください

【マイナンバーカードに対応したNFCスマートフォン一覧】

<https://www.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf>

2) Android端末OSバージョンの確認をしてください

→ Android 13.0及び14.0（2024年10月31日時点）

※AndroidOS確認方法

1. デバイスの設定アプリ（歯車マーク）を開きます。
2. 画面下部の [デバイス情報] または [タブレット情報] 次の操作
[Android バージョン] をタップします。
3. [Android バージョン]、[Android セキュリティ アップデート]、
[ビルド番号] を確認します。

→ 上記を確認しても、インストールがうまくいかない場合がインターネット上でも
いくつか報告されています。

その場合には、別の端末を準備していただかないと対応できないようです。

Q 1 2. マイナンバーカードを「マイナンバーカード対面確認アプリ」で読み取った際 画面に表示されたものをスクリーンショットで保存すればよいでしょうか

A 1 2. はい、今後デジタルに対応した本人確認の義務化がされた場合には、「マイナンバーカード対面確認アプリ」で表示された画面をスクリーンショットで保存してください。マイナンバーカードの券面の写真画像と一緒に保存することで、より信憑性の確保が出来ると思います。

Q 1 3. マイナンバーカード券面に記載されているセキュリティコードについて

A 1 3. 右図の赤枠が「セキュリティコード」

青枠が「製造番号」となります。

青枠が「製造番号」となります。

セキュリティコードは、役所内だけで使用するコードで、個人の特定をするのが目的のコードではない、とのこと。

セキュリティコードは個人情報には該当しません。

製造番号はカード一つ一つによって違い、同一人物がマイナンバーカードを再発行すれば、異なる製造番号のカードが発行されます。



Q 1 4. ICチップが入っていて偽造ということはあるのでしょうか

A 1 4. 以前の偽造事例で、運転免許証の券面の上部分（目に見える部分）だけを剥がし、剥がした部分のところに偽造したものを貼り付けてきた事例があったようです。

その際は、運転免許証自体が不自然とのことで疑いをもたれ偽造を見破られたとのことでした。

デジタルを利用した確認方法も大切ですが、研修会の際にもお話した券面情報から読み取れる情報でコミュニケーションをしっかりとるということもぜひ実践してください。

Q 1 5. 日司連公的個人認証有効性確認システムをスマホに入れてマイナンバーカードを確認しようと試みました。すると、署名用パスワードを求められました。

お客様が署名用パスワードを記憶されていることは、ほぼなく、かなりハードルが高いと思います。署名用パスなしで確認はできないのでしょうか？

A 1 5. 日司連公的個人認証有効性確認システムは、以下の目的を果たす為に開発されました

- ① 司法書士が依頼者のマイナンバーカードの有効性を確認できる

【偽造やなりすましを見抜き、依頼者の財産を守ります】

- ② 登記申請の際の添付情報等に付された電子証明書が、依頼者のマイナンバーカードの電子証明書と一致しているか即時に司法書士が確認できる

ここで大切なところは、マイナンバーカードに格納されている電子証明書を利用することです。（紙でいうところの「印鑑登録証明書」）

確認する現時点で有効であるという事、確認するためには本人しか知りえないパスワードを利用しなければなりません。

また、オンライン申請の場合は、事前に電子署名をした登記原因証明情報の有効性確認を申請直前で確認することを想定しているため、署名用パスワードが必要となります。

Q 1 6. デジタルを使用した、できるだけ簡単な1号書類確認方法を紹介してもらえますか？

A 1 6. スマートフォンを使用したアプリを使用する

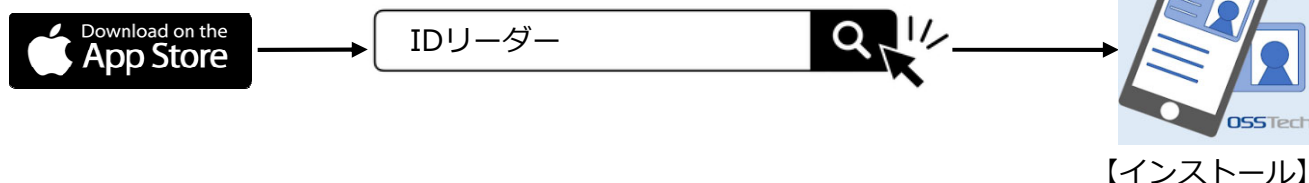
①ICチップの有無の確認を素早く行う。

オフライン（インターネット環境）が無くても、ICチップの情報から正しいICチップが搭載の有無を確認することが出来ます。ICチップへアクセスするためのパスワードの入力の必要もありません。（iOS/Android両対応）

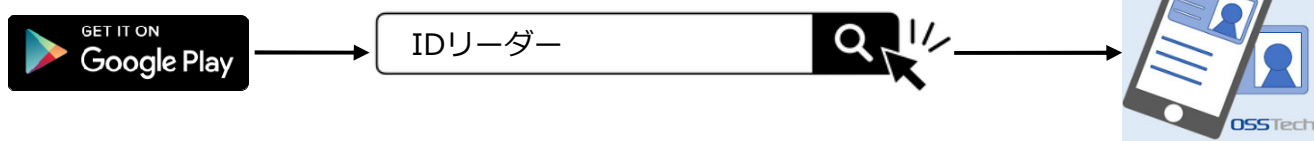
但し、確認時点での有効性（失効の有無）確認はできません。

②-1【IDリーダ】パスワードや券面記載情報からICチップの内容を表示する

1-1.iphoneの場合



1-2.Androidの場合



2.スマートフォンの画面にIDリーダーアプリが表示されているのを確認して起動します。

2-2.「IDリーダー」を選択

2-3.確認したい各種1号書類を選択します。

→マイナンバーカード

→券面リーダー → 利用者番号を入力して、マイナンバーカードをタッチ

→電子証明書を表示

→デジタル署名用証明書 → JPKI署名用パスワード

※利用者番号：ご本人が任意で設定した4桁の数字

※JPKI署名用パスワード：ご本人が任意で設定した6-16桁の数字

→運転免許証

- 暗証番号1（必須）を入力して、運転免許証をタッチ
- 暗証番号2（任意）を入力して、運転免許証をタッチ ☆顔写真も表示されます。

→パスポート

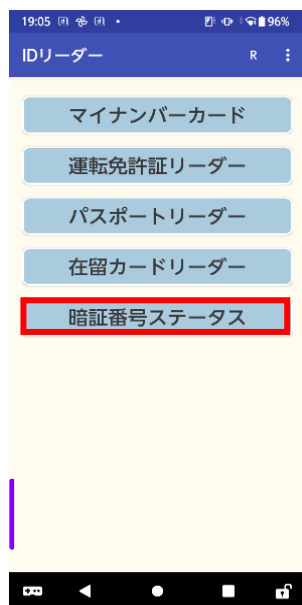
- 旅券番号・生年月日・有効期限を券面で確認しながら入力して
- パスポート内側の厚紙ページにICチップが搭載されているのでタッチ

→在留カード

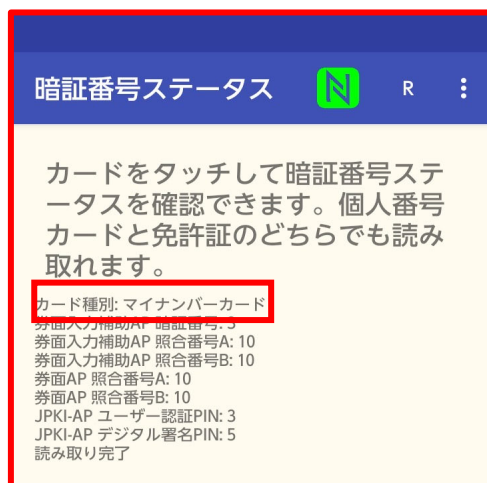
- 在留カード右上の番号を券面で確認しながら入力して
- 在留カードにタッチ

→暗唱番号ステータス

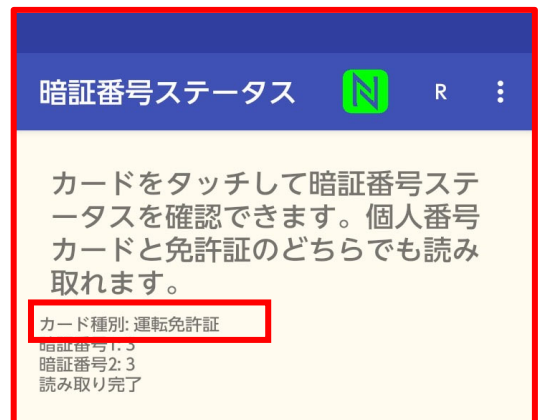
- 運転免許証・マイナンバーカードに限り、タッチすることで
- 正しい運転免許証のICチップ・マイナンバーカードのICチップを
- 判別します。（無入力でカードにタッチするだけです）



【マイナンバーカード】



【運転免許証】



※いづれもパスワード不要です

2-4.ICチップを読み取り券面の情報が表示されれば確認完了です。

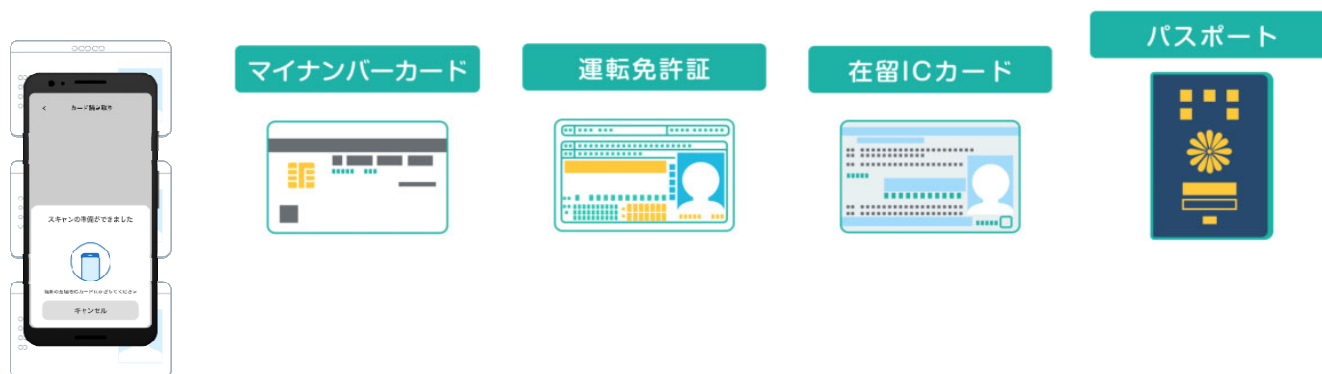
※何も反応が無い場合は、ICチップが搭載されていない、若しくは壊れている可能性が高いです。

また、スマートフォンの読み取り機器の故障の場合もあるので、事前に動作確認をしておきましょう！

※iphoneはパスポートの読み取りに対応していません。

【CheckPoint①】①及び②については、ICチップに直接アクセスして確認する方法になります。格納されている情報のリアルタイムでの有効性確認をするものではありません。しかしながら、目視で券面記載の情報だけを見るだけではなく原本性の確認を行う事ができます。

【CheckPoint②】スマートフォンの機種によってNFC（ICチップを読み取る場所）が様々な前に動作確認をご自身で行っておきましょう！



②-2【マイナンバーカード対面確認アプリ】

※2024.8.20にデジタル庁がリリースした公式の本人確認用アプリ

券面記載情報からICチップの内容を表示する

【インストール】

1-1.iphoneの場合



マイナンバーカード対面確認アプリ



1-2.Androidの場合



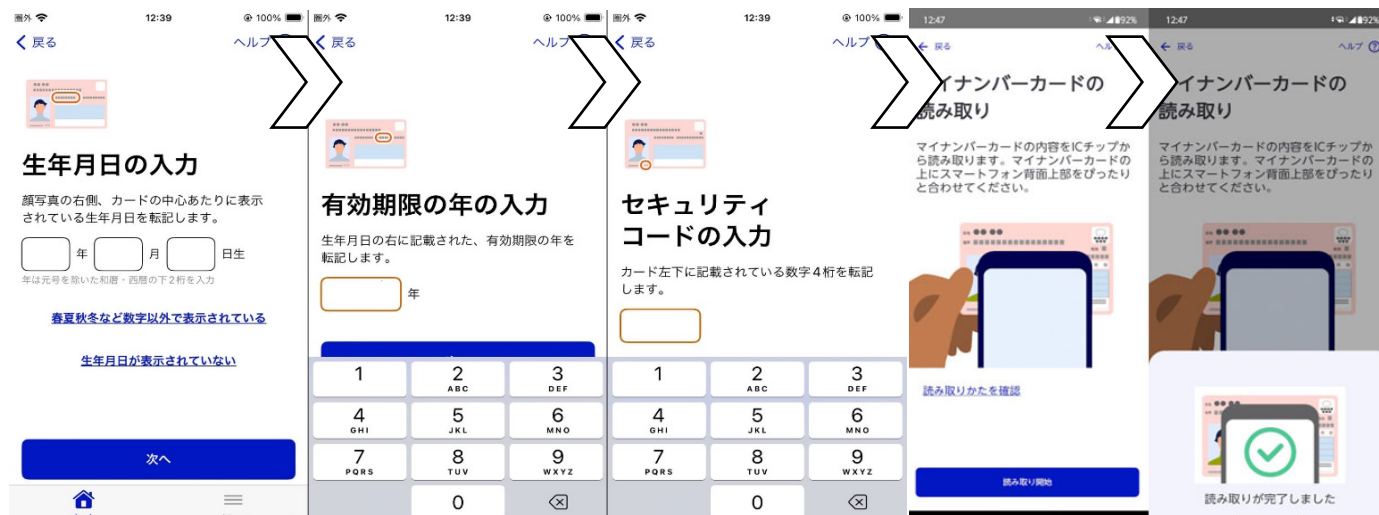
マイナンバーカード対面確認アプリ



2-1.アプリを起動し、カメラ機能から券面のテキスト情報を読み取る



2-2.カメラ機能から券面のテキスト読み取れない場合は、直接入力します



3.マイナンバーカードの読み取りまで完了するとICチップの内容が画面に表示されます



【確認できる情報】

マイナンバーカードに格納された、以下の情報と読み取り日時がアプリ画面に表示されます。

顔写真（白黒）

氏名

住所

生年月日

性別

有効期限

セキュリティコード

※チェック※

- ・ ICチップが正しいか
(左記内容が表示されたか)
- ・ 表示された内容と券面の
内容が一致しているか
- ・ 有効期限内かどうか

Q. 個人情報はアプリに保存されますか。

A. マイナンバーカードから読み取った個人情報（氏名や顔写真などの個人が特定できる情報）をアプリ内に保存する機能はありません。なお、カードの有効期限（年）およびセキュリティコード（カード表面記載の4桁の番号）が履歴確認のために保存されます。

【スクリーンショット機能について】

端末（Android,iOS）のスクリーンショット機能を用いてカードの読み取り結果を保存することは可能です。スクリーンショットによる保存は、対面でカードを預かった人が目視で確認可能な氏名等の券面情報を保存することに限られます。カード表面を控えとしてコピーすることと同等で、それ以上の個人情報にアクセスできるものではなく、その取得、利用、保管について、個人情報保護法を遵守して適切な取扱いを行うことになります。

☆本人確認資料として☆

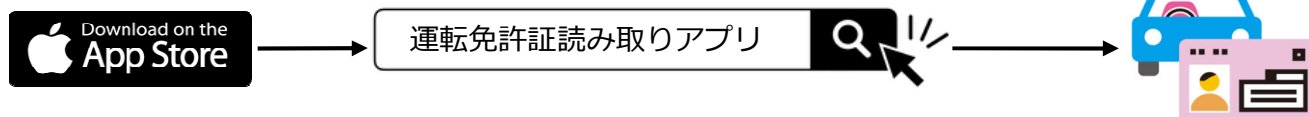
- ・ マイナンバーカードのコピー（紙、若しくはカメラ機能で撮影）
- ・ 対面確認アプリの確認結果のスクリーンショット
上記を保存・管理をする。

Q 17.運転免許証読み取りアプリの使い方を教えてください。

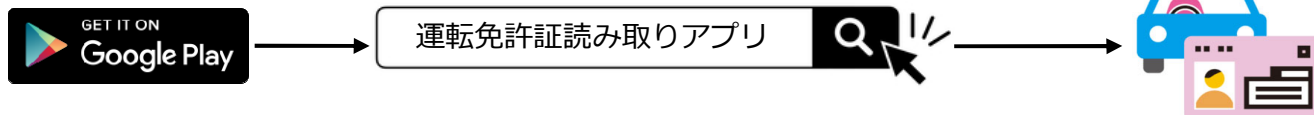
A 17.

【インストール】

iphoneの場合



Androidの場合



マイナ免許証読み取りアプリ

マイナ免許証読み取りアプリ

マイナ免許証読み取り

下の読取開始ボタンを押して、マイナ免許証から免許情報の読取を開始します。

読取開始

保存情報

マイナナンバーカード情報入力

を入力してください。

氏名

住所

生年月日

有効期限(年のみ)

セキュリティコード

生年月日 (必須)

550101

年は元号を除いた和暦・西暦の下2桁を入力
例) 昭和55年1月1日生と記載 → 550101
2009年11月21日生と記載 → 091121

生年月日の記法が例と異なる場合

有効期限 (年のみ) (必須)

2026

セキュリティコード (必須)

1234

読取開始

暗証番号入力

免許情報を表示するための暗証番号を入力してください。

※暗証番号は半角数字で入力してください。

暗証番号を設定していない場合

氏名等も表示する

次へ

カード読取

マイナナンバーカードの上に端末を密着させてください。

キャンセル

読み取り結果

氏名 警察 太郎 昭和55年1月1日生

住所 東京都千代田区霞が関2-1-2

2026年(令和08年)03月24日まで有効

免許の二輪車及び原付車はハンドル・サドルを低く
条件等し有効な状態に改造したものに限る

番号 第 123456789012 号

二輪車 平成08年11月11日 二輪車 令和00年00月00日 二輪車 令和00年00月00日

氏名等

氏名 警察 太郎

生年月日 昭和55年1月1日

住所 東京都千代田区霞が関2-1-2

免許基本情報

免許情報記録番号 123456789012

色区分 新規

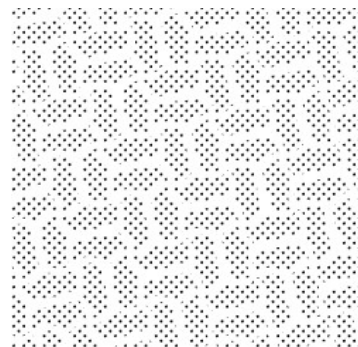
有効期間の末日 2026年(令和08年)03月24日

←お客様に暗証番号
数字4桁を入力
してもらいます。

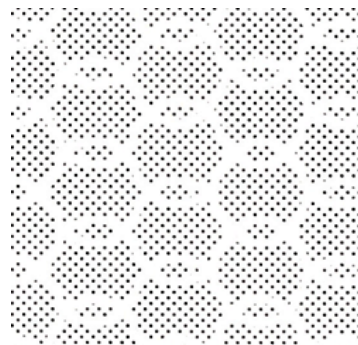
Q 1 8.コンビニ証明書の地紋パターンを教えてください

A 1 8. 地紋のパターンはコンビニエンスストア等により異なり、
現在以下のようなパターンが存在します。

セブンイレブン、イオンリテール、
イオン北海道（富士フイルム B I）
生活協同組合コープしが
イオン東北（富士フイルム B I）
マックスバリュ西日本（富士フイルム B I）



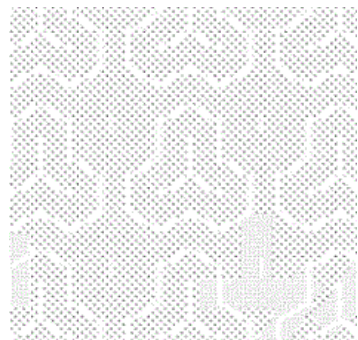
ローソン
ファミリーマート
ポプラ
日本郵便
マルトグループホールディングス
光洋



ミニストップ、イオン北海道（リコー）、ウエルシア薬局
平和堂、丸久、イオン九州、イオン琉球、カスミ、イオン東北
光洋、フジ、島忠、スパーク、銀ビルストアー、中部薬品
マックスバリュ南東北、仁科百貨店、ラルズ、オークワ
サッポロドラッグストアー、ユニバース
ココカラファインヘルスケア、プラファショッピングセンター
福井県民生活協同組合、マックスバリュ東海、マックスバリュ西日本



セイコーマート
道南ラルズ
ハセガワストア
タイエー
遠鉄ストア



法務省民二・民商第240号

平成22年1月29日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

法務省民事局商事課長

コンビニエンスストアにおいて交付された印鑑証明書及び住民票の写しの取扱いについて（通知）

コンビニエンスストアにおいて印鑑に関する証明書（以下「印鑑証明書」という。）及び住民票の写し（以下、印鑑証明書及び住民票の写しを併せて「証明書等」という。）を交付するサービス（以下「コンビニ交付」という。）が、本年2月2日から開始され、以後、順次全国に拡大されることとされていますので、この証明書等を用いて登記・供託の申請等の手続がされた場合の取扱いについては、下記に留意し、事務処理に遺漏のないよう、貴管下登記官及び供託官に周知方取り計らい願います。

記

第1 コンビニ交付に係る証明書等の交付の仕組み等について

1 コンビニ交付の仕組み

コンビニエンスストアに設置されているタッチパネル式の端末装置（いわゆる「キオスク端末」）のICカードリーダーに事前に証明書等のコンビニ交付を受けるための情報が入力された住民基本台帳カードをかざして、本人確認を行った上、交付手数料を納めると、証明書等が交付される。

なお、交付される証明書等は、総合行政ネットワーク（LGWAN）等を経由して、地方公共団体の証明書発行サーバから送信された証明書等のPDFデータを普通紙に印刷したものである。

2 コンビニ交付に係る証明書等に措置される偽造防止策

コンビニ交付に係る証明書等には、偽造防止策として、証明書等をコピー機で複写した場合に「複写」という文字（けん制文字）が浮かび上がる措置に加えて、証明書等の裏面に偽造防止検出画像及びスクランブル画像を印刷する措置が施される。

第2 コンビニ交付に係る証明書等を提供して不動産登記の申請がされた場合の取扱いについて

- 1 コンビニ交付に係る証明書等を提供して不動産登記の申請がされた場合には、まず、証明書等の「表面」について、地紋紙等の専用紙による証明書等に対して現在行っている審査と同様の審査を行うものとする。
- 2 次に、証明書等の「裏面」について、専用の読取機を使用して偽造防止検出画像の確認を行うものとする（下記5参照）。
- 3 上記1及び2の方法による審査を行ってもなお証明書等の真贋について疑義があるときは、当該証明書等を発行した市区町村に対して偽造の有無等を問い合わせ確認をするものとし、その問い合わせ方法については、次のとおりとする。

(1)印鑑証明書については、あらかじめ印鑑証明書を発行した市区町村の担当者に連絡を取った上で、印鑑証明書の原本を当該市区町村あてに持参又は送付をする方法によるものとする。

なお、送付の方法による場合には、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによるものとする。

おって、この場合には、市区町村から問い合わせに対する回答がされるまでの間、印鑑証明書の写しを申請情報と併せて保管しておくものとする。

(2)住民票の写しについても、(1)と同様とする。

ただし、市区町村に対して住民票め写しに記載された事項を電話やファックスにより確認することができる場合には、これらの方法によることも差し支えない。

- 4 上記3の確認を行った場合には、当該確認を行った旨を申請情報又は証明書等の適宜の欄に記載するものとする。
- 5 上記2の確認を行うためには、専用の読取機が必要となるが、当該読取機が配備される前にコンビニ交付に係る証明書等を提供して不動産登記の申請がされた場合には、上記1の審査を行った上で、当該証明書等を発行した市区町村に対して偽造の有無等を問い合わせ確認をするものとし、その問い合わせ方法については、上記3と同様とする。

第3 商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記及び供託の事務においてコンビニ交付に係る証明書等が提出された場合の取扱いについて

商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記及び供託の事務においてコンビニ交付に係る証明書等が提出された場合には、第2に準じて取り扱うものとする。

第4 実施時期について

この通知による取扱いは、本年2月2日から実施するものとする。

犯罪収益移転防止法共管省庁担当課長 殿

事 務 連 絡

平成27年10月19日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う本人確認書類として個人番号カードを用いる際の留意事項等について

平成25年5月に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）中、番号利用法第7条第1項に規定する通知カード（以下「通知カード」という。）関係部分については、既に本年10月5日から施行されており、番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）関係部分については、平成28年1月1日から施行されることとなっております。個人番号カードを犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）における顧客等の本人特定事項の確認に使用する本人確認書類（以下「本人確認書類」という。）として用いる際の留意事項等は下記のとおりですので、各省庁におかれましては、適切な取扱いが行われるよう所管する特定事業者にも周知していただきますようお願いいたします。

記

1 個人番号カードについて

平成28年1月1日以降、個人番号カードを本人確認書類として用いることができることとなりますが、番号利用法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）をその内容に含む個人情報の収集等は、番号利用法第15条及び第20条に基づき原則として禁止されていることから、本人特定事項の確認に当たって顧客等から個人番号カードの提示を受けた場合には、特定事業者は、個人番号を書き写したり、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しを取らないよう留意する必要があります。

また、個人番号カードの写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、個人番号カードの表面の写しのみの送付を受けることで足り、個人番号が記載されている個人番号カードの裏面の写しの送付を受ける必要はありません。仮に個人番号カードの裏面の写しの送付を受けた際には、当該裏面の部分を復元できないようにして廃棄したり、当該書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付することが必要です。

なお、個人番号カードが本人確認書類として用いられた場合における、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成27年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第3号）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第20条第1項第11号に掲げる記録事項については、個人番号以外の事項（例えば、発行者や有効期間）を記載することとなります。

2 通知カード等について

通知カードについては、平成27年国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号及び平成27年国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号により、本人確認書類等として用いることはできないこととなっております。

通知カード以外の表面に個人番号が記載されている書類の取扱いについては、「通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて」（平成27年8月28日付け府番第285号ほか）において、「表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングすれば、本人確認書類として取り扱うことは可能です」とされており、これらの書類を本人確認書類として取り扱う場合、この点を踏まえる必要があります。

（連絡先）

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室

（03-3581-0141）

府 番 第 2 8 5 号
総 行 住 第 1 0 2 号
平成 2 7 年 8 月 2 8 日

各府省等法令担当課長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）の施行に伴い、平成 27 年 10 月 5 日より通知カードによる個人番号の通知が開始されます。

今般、内閣府及び総務省に対し、法第 16 条の規定に基づく本人確認以外の本人確認の手続（以下「一般的な本人確認の手続」という。）における通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて、質問が寄せられているところですが、下記のとおり考え方を整理しましたので、通知いたします。

記

1 通知カードに関する基本的考え方

通知カードは、個人番号とともに基本 4 情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。以下同じ。）が記載されておりますが、本来、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためのみに発行されるものであること、また、法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑みれば、一般的な本人確認の手続において、通知カードを本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられます。

なお、個人番号カードは、基本 4 情報が記載された顔写真付きの公的な身分証明書として、一般的な本人確認の手続においても、本人確認書類として取り扱うことが可能です。

2 表面に個人番号が記載されている書類の取扱い

表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類については、法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑み、一般的な本人確認の手続において、本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられます（なお、表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングすれば、本人確認書類として取り扱うことは可能です。）。

3 各府省等に対する依頼事項

各府省等におかれては、一般的な本人確認の手続において、上記 1 及び 2 の点にご配慮いただくとともに、本通知の趣旨について、当方においても、通知カードによる個人番号の通知の際に、通知カードを一般的な本人確認の手続に用いることはできない旨案内するなど、広く周知・広報に努めることとしておりますが、所管の関係団体及び関係業界に対して、周知・広報、指導・助言その他の必要な措置を積極的に講じていただくようお願いします。

法務省民二第 8 7 4 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局長

(公印省略)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて (通達)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。) 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定, 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 2 5 年法律第 2 8 号。以下「番号利用法整備法」という。) 附則第 3 号に掲げる規定及び戸籍法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 2 7 年法務省令第 5 1 号。以下「改正省令」という。) が平成 2 8 年 1 月 1 日から施行されることとなり, 本日付け法務省民二第 8 7 3 号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について」 (以下「改正準則」という。) を発出したところですが, これらに伴う不動産登記事務の取扱いについては, 下記の点に留意し, 事務処理に遺憾のないよう, 貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお, 本通達中, 「国民年金法」とあるのは番号利用法整備法第 1 0 条の規定による改正後の国民年金法 (昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号) を, 「住基法」とあるのは番号利用法整備法第 1 9 条の規定による改正後の住民基本台帳法 (昭和 4 2 年法律第 8 1 号) を, 「旧住基法」とあるのは同条の規定による改正前の住民基本台帳法を, 「公的個人認証法」とあるのは番号利用法整備法第 3 1 条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成 1 4 年法律第 1 5 3 号) を, 「旧公的個人認証法」とあるのは同条による改正前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律を, 「不登規則」とあるのは改正省令による改正後の不動産登記規則 (平成 1 7 年法務省令第 1 8 号) を, 「準則」とあるのは改正準則による改正後の不動産登記事務取扱手続準則 (平成 1 7 年 2 月 2 5 日付け法務省民二第 4 5 6 号当職通達) をそれぞれいいます。

記

第1 個人番号カード及び公的個人認証法の規定による署名用電子証明書

1 個人番号カード

- (1) 個人番号カードの交付 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとされた（番号利用法第2条第7項、第17条第1項）。また、個人番号カードの様式は、別添のとおりとされた（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）別記様式第2）。

(2) 住民基本台帳カードの廃止

ア 住民基本台帳カード（旧住基法第30条の44第1項）は廃止するものとされた（番号利用法整備法第19条）。

イ 既に交付されている住民基本台帳カードは、その有効期間が満了するなど旧住基法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時又は個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなして住基法の規定を適用するものとされた（番号利用法整備法第20条第2項）。なお、住民基本台帳カードの交付を受けている者が個人番号カードの交付を受けた場合には当該住民基本台帳カードを返納しなければならないものとされている（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第301号）附則第2条第1項の規定により読み替えて適用される同令第1条の規定による改正前の住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の21第2項）。

- 2 公的個人認証法の規定による署名用電子証明書 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長を経由して、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に対して、自己に係る署名用電子証明書の発行の申請をすることができるものとされ、機構は、機構が電子署名を行った当該申請に係る署名用電子証明書を発行するものとされた（公的個人認証法第3条第1項、第6項）。旧公的個人認証法第3条第6項の規定により都道府県知事が発行した電子証明書は、公的個人認証法第3条第6項の規定により機構が発行した署名用電子証明書とみなすものとされた（番号利用法整備法第32条第1項）。

第2 個人番号カード等に係る不動産登記事務の取扱い

1 資格者代理人から提供された本人確認情報の取扱い

- (1) 個人番号カード 上記第1の1の改正に伴い、不登規則第72条第2項第1号に掲げる書類のうち、住民基本台帳カードを個人番号カードに変更するものとされた。
- (2) 住民基本台帳カード不登規則第72条第2項第1号（他の省令において準用する場合を含む。）の適用については、既に交付されている住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成27年総務省令第76号）第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2の様式によるものに限る。以下(2)において同じ。）は、その有効期間が満了し、又は個人番号カードの交付を受けるなど旧住基法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなすものとされた（改正省令附則第2条第3号）。
したがって、この場合には、資格者代理人から提供された本人確認情報について、資格者代理人が申請人から提示を受けた書類が住民基本台帳カードであるときであっても、不登規則第72条第2項第1号に掲げる書類の提示を受けたものとして取り扱うものとする。

- 2 登記官による本人確認資料の取扱い 個人番号カードは、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段であることから（番号利用法第3条第3項）、登記官が、不登法第24条第1項の規定による本人確認を行う場合において、個人番号カードの提示す又はその写しの提供を受けたときは、これを本人確認資料として取り扱うことができる。また、上記第1の1(2)イのとおり、個人番号カードとみなされた住民基本台帳カードについても本人確認資料として取り扱うことができるものとする。

3 特定個人情報の収集制限等

- (1) 個人番号 個人番号カードの裏面には個人番号（番号利用法第2条第5項）が記載されているところ、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。番号利用法第2条第8項）は収集し、又は保管してはならないとされていることから（番号利用法第20条）、本人確認調書の作成に当たっては、個人番号カードの裏面の写しは作成しないものとし、また、個人番号は記録しないものとする。
- (2) 基礎年金番号 基礎年金番号（国民年金法第14条）は、同法第108条の4の規定により告知を求めること等が禁止されていることから、本人確認調書の作成に当たっては、国民年金手帳（同法第13条第1項）の写しの基礎年金番号部分は塗抹するものとし、また、基礎年金番号は記録しないものとする。

第3 公的個人認証法の規定による署名用電子証明書に係る不動産登記事務の取扱い

- 1 公的個人認証法の規定による署名用電子証明書 上記第1の2の改正に伴い、不登規則第43条第1項第1号に規定する電子証明書について、旧公的個人認証法第3条第1項の規定に基づき作成された電子証明書を公的個人認証法第3条第1項の規定に基づき作成された署名用電子証明書に変更するものとされた。
- 2 旧公的個人認証法の規定による電子証明書 公的個人認証法第3条第6項の規定により機構が発行した署名用電子証明書とみなされた旧公的個人認証法第3条第1項の規定に基づき作成された電子証明書は、不登規則第43条第1項第1号に規定する署名用電子証明書として取り扱うものとする。

別添別記様式第2（第25条関係）省略

法務省民商第 1 7 1 号

平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長

(公 印 省 略)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務及び動産・債権譲渡登記事務の取扱いについて（通達）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 8 号。以下「番号利用法整備法」という。）附則第 3 号に掲げる規定及び戸籍法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 7 年法務省令第 5 1 号。以下「改正省令」という。）が平成 2 8 年 1 月 1 日から施行されることとなり、また、本日付け法務省民商第 1 7 0 号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について」（以下「改正通達」という。）を発出したところですが、これらに伴う商業・法人登記事務及び動産・債権譲渡登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「公的個人認証法」とあるのは番号利用法整備法による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）を、「商登規則」とあるのは改正省令による改正後の商業登記規則（昭和 3 9 年法務省令第 2 3 号）を、「譲登規則」とあるのは改正省令による改正後の動産・債権譲渡登記規則（平成 1 0 年法務省令

第39号)を,「商登準則」とあるのは改正通達による改正後の商業登記等事務取扱手続準則(平成17年3月2日付け法務省民商第500号民事局長通達)をいい,引用する条文は全て改正後のものです。

記

第1 番号利用法及び番号利用法整備法の概要

1 住民基本台帳カードの廃止及び個人番号カードの交付

番号利用法整備法第19条の規定により,住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」いう。)が改正され,番号利用法整備法による改正前の住民基本台帳法(以下「旧住基法」という。)第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード(以下「旧住基カード」という。)が廃止され,これに代わるものとして,個人番号カードが交付されることとされた(番号利用法第2条第7項,第17条第1項)。

2 電子証明書に関する改正

番号利用法整備法第31条の規定により,電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律が改正され,その題名が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に改められるとともに,住民基本台帳に記録されている者に係る電子証明書が署名用電子証明書に,その発行主体が都道府県知事から地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に,それぞれ改められた(公的個人認証法第3条第1項)。

第2 個人番号カードの交付に伴う商業・法人登記事務及び動産・債権譲渡登記事務の取扱い

1 商業登記法(昭和23年法律第125号)第23条の2の本人確認の資料について

(1) 個人番号カードについて

個人番号カードについては,商業登記法第23条の2第1項の規定に基づく本人確認の資料として取り扱うものとする。

同規定による文書の提示その他必要な情報の提供の求めに応じ,申請人又はその代表者若しくは代理人(以下「申請人等」という。)が個人番号カードを提示し,登記官が,個人番号カードを本人確認の資料として申請人等の申請の権限の有無を調査した場合において,商登準則第4

7 条第 2 項の規定により本人確認調書（別記第 2 5 号様式）を作成するときは、当該本人確認調書の確認資料「④個人番号カード」を囲むものとする。

(2) 旧住基カードに関する経過措置

旧住基カードは、番号利用法整備法第 2 0 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住基法第 3 0 条の 4 4 第 9 項の規定によりその効力を失う時又は旧住基カードの交付を受けた者が番号利用法第 1 7 条第 1 項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなして改正後の住基法の規定を適用するものとされた（番号利用法整備法第 2 0 条第 2 項）。

この経過措置により個人番号カードとみなされる旧住基カードについては、商業登記法第 2 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく本人確認の資料として取り扱うものとする。

同規定による文書の提示その他必要な情報の提供の求めに応じ、申請人等が旧住基カードを提示し、かつ、登記官が、当該旧住基カードを本人確認の資料として取り扱い、申請人等の申請の権限の有無を調査した場合において、商登準則第 4 7 条第 2 項の規定により本人確認調書（別記第 2 5 号様式）を作成するときは、当該本人確認調書の確認資料「⑤住民基本台帳カード」を囲むものとする。

2 商登規則第 6 1 条第 5 項に基づく添付書面について

株式会社の設立の登記又は取締役、監査役若しくは執行役の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書には、商登規則第 6 1 条第 2 項若しくは第 3 項の規定又は同条第 4 項の規定により、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役（以下「取締役等」という。）の印鑑につき市区町村長作成の証明書が添付されている場合を除き、当該取締役等が就任を承諾したことを証する書面に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。以下「本人確認証明書」という。）を添付しなければならないとされているところ、本人確認証明書として、個人番号カードの表面の謄本であって、当該取締役等が原本と相違ない旨を記載し、署名又は記名押印したのも、これに該当する。

なお、個人番号カードの裏面については、これを謄写したものを添付することはできない（後記 5 参照）。

また、上記 1 (2) の経過措置により個人番号カードとみなされる旧住基カードの謄本であって、当該取締役等が原本と相違ない旨を記載し、署名又は記名押印したものも、本人確認証明書に該当する。

3 動産・債権譲渡登記の登記事項証明書の交付を受けようとする場合

譲登規則第 28 条第 1 項の規定により交付の請求をした動産・債権譲渡登記の登記事項証明書について、登記所で交付を受けようとするときは、当該交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる法務大臣の定める書類（以下「本人確認書類」という。）を提示しなければならない（同条第 6 項）ところ、個人番号カードは、本人確認書類に該当するものとされた。

なお、上記 1 (2) の経過措置により個人番号カードとみなされる旧住基カードについても、本人確認書類として取り扱うものとする。

その他の個人番号カードの提示による本人確認の取扱いについては、個人番号カード以外の本人確認書類の取扱いと同様である。

4 番号利用法第 7 条の規定に基づく通知カードについて

番号利用法第 7 条の規定に基づき交付される通知カードについては、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためのみに発行されるものであること、また、同法第 20 条の規定により個人番号をその内容に含む特定個人情報の収集等には制限があることに鑑み、同法第 16 条の規定に基づく本人確認以外の手続において、本人確認の資料等と取り扱うことは適当ではない。

したがって、商業・法人登記事務又は動産・債権譲渡登記事務における上記 1 から 3 までの手続においても、通知カードを本人確認の資料等として取り扱うことはできない。

5 特定個人情報（番号利用法第 2 条第 8 項）の収集制限等

(1) 個人番号カードの裏面には個人番号が記載されている（番号利用法第 2 条第 5 項、第 7 項）ところ、番号利用法第 20 条の規定により個人番号をその内容に含む特定個人情報の収集等には制限があることから、商業・法人登記事務又は動産・債権譲渡登記事務において、個人番号カードの写しを作成するに当たっては、その裏面を謄写してはならない。

(2) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号についても，同法第108条の4の規定により告知を求めること等が禁止されていることから，商業・法人登記事務又は動産・債権譲渡登記事務において，国民年金手帳の写しを作成するに当たっては，基礎年金番号部分について，黒塗り等の措置を講ずるものとする。

(3) 商業・法人登記又は動産・債権譲渡登記の添付書面として基礎年金番号が記載されている国民年金手帳の写し又は個人番号が記載されている住民票の写し等の書類が添付されている場合には，原則として，登記申請等の調査時に，基礎年金番号又は個人番号部分について，黒塗り等の措置を講ずるものとする。

なお，申請人等から，基礎年金番号又は個人番号部分に既に黒塗り等の措置を講じた書類が提出された場合には，当該書類の原本が提出されたと認めることはできないことから，これを商業・法人登記又は動産・債権譲渡登記手続における添付書面として取り扱うことはできない。

第3 電子情報処理組織による商業・法人登記又は動産譲渡登記，債権譲渡登記，質権設定登記，延長登記若しくは抹消登記の申請（以下「オンライン登記申請」という。）等における事務の取扱い

1 オンライン登記申請において送信すべき電子証明書

改正省令により，オンライン登記申請をするときに申請人等が送信すべき電子証明書のうち，番号利用法整備法第31条の規定による改正前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（以下「旧公的個人認証法」という。）第3条第1項の規定により作成された電子証明書については，これに代えて，公的個人認証法第3条第1項の規定により作成された署名用電子証明書とすることとされた（商登規則第102条第3項第2号，譲登規則第26条第4項第2号）。

なお，オンライン登記申請の方法等については，これまでと同様である。

2 商業登記法第19条の2の規定に基づく申請書に添付すべき電磁的記録に記録すべき電子証明書

改正省令により，商業登記法第19条の2の規定に基づく申請書に添付すべき電磁的記録に記録すべき電子証明書についても，上記1と同様に，旧公的個人認証法第3条第1項の規定により作成された電子証明書に代え

て、公的個人認証法第3条第1項の規定により作成された署名用電子証明書とすることとされた（商登規則第36条第4項第1号ロ）。

3 旧公的個人認証法の電子証明書に関する経過措置

番号利用法整備法附則第3号に掲げる規定の施行日前に旧公的個人認証法第3条第6項の規定により都道府県知事が発行した電子証明書（以下「旧電子証明書」という。）は、公的個人認証法第3条第6項の規定により機構が発行した署名用電子証明書とみなされ、その有効期間はなお従前の例によるとされた（番号利用法整備法第32条第1項）。

したがって、改正省令の施行後であっても、オンライン登記申請又は商業登記法第19条の2の規定に基づく電磁的記録の作成において、申請人等が旧電子証明書を送信又は記録し、その有効性を確認することができるときは、当該旧電子証明書を有効なものとして取り扱って差し支えない。

別紙

1 命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令

2 根拠となる法令の条項

法第4条第1項及び第2項（これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第4項並びに令第7条第1項

3 改正の概要

(1) 改正法の一部施行等に伴う改正（規則第7条関係）

ア 規則においては、各本人確認書類について、写真の貼付の有無等といった証明力の違いに応じて、当該書類を使用することができる本人特定事項の確認方法に差異を設けているところ、改正法の一部施行により、申請時に一定年齢に満たない者に交付する個人番号カードには写真が表示されないこととなることを踏まえ、当該個人番号カードについては写真の貼付がない書類として取り扱われるよう整理する。

イ 改正法の一部施行等により、健康保険証等が廃止され、保険医療機関等による被保険者等の資格の確認は個人番号カードによる電子資格確認が原則となることを踏まえ、本人確認書類に係る規定から健康保険証等を削除するとともに、改正法の一部施行等の際現に交付されている健康保険証等について、一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設ける。

ウ 改正法の一部施行等により、医療保険者等が、電子資格確認を受けることができない状況にある者からの求めに応じ、医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面の交付等を行うこととなることを受けて、本人確認書類に係る規定に当該書面を追加する。

(2) その他の改正

ア 下記の書類について、写真の表示がないものについては、写真の貼付がない書類として取り扱われるよう整理する（規則第7条及び平成24年改正命令附則第4条関係）。

- ・ 在留カード、特別永住者証明書及び精神障害者保健福祉手帳
- ・ 外国人登録証明書

イ 令和6年能登半島地震に係る本人特定事項の確認方法等に関する特例について、施行から相当の期間が経過し、適用実績も低調となっていることから、削除する（規則附則第6条関係）。

4 施行期日

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年12月2日）

マイナンバー法等の改正等に伴う犯収規則等の改正

【犯収規則の本人確認方法の考え方】

- ① **顔写真のある本人確認書類**→「**提示**」で**本人確認できる**（犯収規則第6条第1項第1号イ）
例 個人番号カード（マイナンバーカード）（犯収規則第7条第1号イに明記）
在留カード、特別永住者証明書、精神障害者保健福祉手帳（同上）
- ② **顔写真のない本人確認書類**→「**提示**」だけでは**本人確認できない**
「提示」+ 書留郵便等が顧客等の住居に届くことを確認する（犯収規則第6条第1項第1号ロ）などの方法がある

【改正法の概要（マイナンバー法関係、令和6年12月2日施行）】

- ・ 申請時に一定年齢（1歳を想定）に満たない者に交付する個人番号カードは、顔写真が表示されないこととなる



【犯収規則】

- ・ 「顔写真のない本人確認書類」に位置付けるため、犯収規則（第7条）を改正

【改正法等の概要（健康保険法等関係、令和6年12月2日施行）】

- ・ **健康保険証等（※）が廃止**され、保険医療機関等による被保険者等の資格確認は個人番号カードによる電子資格確認が原則となる
（※）国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療の被保険者証、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証



【犯収規則】

- ・ 本人確認書類について定める犯収規則第7条第1号八から健康保険証等を削除
- ・ 改正法の一部施行等の際現に交付されている健康保険証等について、一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設ける

マイナンバー法等の改正等に伴う犯収規則等の改正

【改正法の概要（健康保険法等関係、令和6年12月2日施行）】

- ・ 電子資格確認を受けることができない状況にある者について、医療保険者等が、当該者からの求めに応じ、**医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面の交付等**をする



【犯収規則】

- ・ 本人確認書類に係る規定に当該書面を追加

【在留カード等に係る本人確認書類の整理】

現行でも

- ・ 在留カード、特別永住者証明書…交付時16歳未満の書類には顔写真が表示されない
- ・ 精神障害者保健福祉手帳…やむを得ない場合は顔写真が表示されない
- ・ 外国人登録証明書（平成24年改正命令）…一部の書類には顔写真が表示されない



【犯収規則、平成24年改正命令】

- ・ 「顔写真のない本人確認書類」に位置付けるため、犯収規則（第7条）等を改正

令和6年能登半島地震に係る本人特定事項の確認方法等に関する特例の施行から相当の期間が経過



【犯収規則】

- ・ 令和6年能登半島地震に係る本人特定事項の確認方法等に関する特例（犯収規則附則第6条）を廃止

別紙

1 命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

2 根拠となる法令の条項

法第4条第1項及び第2項（これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第4項並びに第6条第1項

3 改正の概要**(1) 自然人である顧客等の本人特定事項の確認方法（規則第6条第1項第1号関係）**

ア 自然人である顧客等の本人特定事項の確認方法のうち、非対面での取引に際して利用される

○ 特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた顧客等の本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法

○ 顧客等の本人確認書類の写しの送付を受ける方法

については、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクに鑑み、廃止することとする。ただし、規則第6条第1項第1号ヌに掲げる方法は、利用できる場面が限定的であるなど他の方法と比較して当該リスクは低いと考えられることから、改正後も引き続き認めることとする。

イ ICチップが搭載された本人確認書類を保有していない顧客等が非対面での取引に際して利用することが可能な確認方法を確保するため、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクも踏まえ、利用できる本人確認書類を偽造を防止するための措置が講じられたもの（新規則第7条第1号ニに掲げる書類）に限定した上で、当該本人確認書類の原本の送付を受けるなどする方法を引き続き認めることとする。

ウ 顧客等が非居住外国人等である場合にあっては、改正後に非対面での取引に係る有効な確認方法が実質的に存在しなくなることがないように、規則第6条第1項第1号リに掲げる方法等に相当する方法を引き続き利用できることとする。

(2) 法人である顧客等の本人特定事項の確認方法（規則第6条第1項第3号関係）

法人である顧客等の本人特定事項の確認方法のうち、本人確認書類の原本又はその写しの送付を受ける方法については、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクに鑑み、その写しの利用を不可とし、原本に限り利用することとする。ただし、顧客等が外国法人である場合にあっては、改正後に非対面での取引に係る有効な確認方法が実質的に存在しなくなることがないように、本人確認書類の原本に限らずその写しについても引き続き利用できることとする。

(3) その他

その他所要の改正を行うこととする。

4 施行期日

令和9年4月1日から施行する。



広 報 資 料

令和7年5月8日

組織犯罪対策第一課

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」 に対する意見の募集について

1 概要

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行により、個人番号カードと同等の機能を有するカード代替電磁的記録をスマートフォンに搭載できるようになったことを踏まえ、同記録による本人確認方法の新設等を内容とする犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「規則」という。）の改正案について、意見公募手続を行うもの。

2 期間

令和7年5月9日から令和7年6月7日まで（30日間）

3 改正案の概要

- (1) 特定事業者による顧客等の本人特定事項の確認方法に、特定事業者又は顧客等に対して取引関係文書を送付する者が顧客等からスマートフォンに搭載したカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の一部の送信を受けることなどによる方法を新たに規定することとする（規則第6条及び第12条関係）。
- (2) ハイリスク取引における確認方法について、(1)の確認方法による場合には、併せて規則第14条第1項第2号ロに掲げる方法による確認を行うこととする（規則第14条関係）。
- (3) (1)の確認方法の新設に伴い、確認記録の作成方法についてカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録に係る情報又はその写しを確認記録に添付する方法を新たに規定するとともに、確認記録の記録事項についてカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録に係る情報の送信を受けた日付を新たに規定することとする（規則第19条及び第20条関係）。
- (4) その他所要の改正を行うこととする。

4 施行期日

公布の日

別紙

1 命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

2 根拠となる法令の条項

法第4条第1項及び第2項（これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第4項並びに第6条第1項

3 改正の概要

- (1) 改正法の施行により、個人番号カードと同等の機能を有するカード代替電磁的記録をスマートフォンに搭載できることになったことを踏まえ、特定事業者による顧客等の本人特定事項の確認方法に、特定事業者又は顧客等に対して取引関係文書を送付する者が顧客等からスマートフォンに搭載したカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の一部の送信を受けることなどによる方法を新たに規定することとする（規則第6条及び第12条関係）。
- (2) ハイリスク取引における確認方法について、(1)の確認方法による場合には、併せて規則第14条第1項第2号ロに掲げる方法による確認を行うこととする（規則第14条関係）。
- (3) (1)の確認方法の新設に伴い、確認記録の作成方法についてカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録に係る情報又はその写しを確認記録に添付する方法を新たに規定するとともに、確認記録の記録事項についてカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録に係る情報の送信を受けた日付を新たに規定することとする（規則第19条及び第20条関係）。
- (4) その他所要の改正を行うこととする。

4 施行期日

公布の日から施行する。

事務連絡

令和元年12月25日

不動産関係団体 御中

内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室

国土交通省土地・建設産業局不動産課

本人確認のデジタル化・厳格化の推進について（依頼）

本年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議において決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（以下、政府方針）において、金融取引、クレジットカード契約及び携帯契約時のコピー等のアナログ慣行の見直し、公的個人認証をはじめとした本人確認手続電子化の普及促進等について、関係業界等へ要請し、マイナンバーカードを用いた身分証明における電子化の普及促進を図ることとされました。

また、政府においては、安全安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に構築する観点から、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（本年6月14日閣議決定）において、官民のサービスをデジタル化し、個人が安心してそれを利用できるようにするためには、当該個人が確実に本人であることを証明でき、かつ、サービス提供側がそれを確認できるようなデジタル技術による本人確認手段が必須であるとの考えを示しました。

このような考えを具体化していく施策の一つとして、金融機関における取引において、利用者の利便性向上及び金融機関の事務効率化の観点から、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進を図ることが重要であると考え、金融機関において、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認手続を行うことができる環境を整備するためにアクセス手段を多様化する取組を進めるなど、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進することとし、その進捗についてマイナンバーカードを活用する金融機関数をＫＰＩとし、確認することとしました（施策集[N0.5-8]）。

国民へのマイナンバーカードの普及の一環として、マイナンバーカードのＩＣチップのスマートフォンでの読み取りについて、アンドロイドＯＳのみならず、ｉＯＳのスマート

フォンでも可能となる目途が立ったところであり、多くの国民が保有するスマートフォンがマイナンバーカード対応のカードリーダーとして活用できるようになります。これによりマイナンバーカードの利用環境も大きく改善されるばかりか、本人確認書類の券面や当該書類をコピーしたものの偽造等の不正防止に役立つことが期待されます。

つきましては、こうしたマイナンバーカードの普及や利用環境の整備状況等も踏まえつつ、マイナンバーカード、運転免許証、旅券及び在留カード等による偽造困難なＩＣカードを用いた本人確認を基本とする各種本人確認法制の将来的な見直しも念頭におき、関係業界の皆様へデジタル技術による本人確認手段等の確保及び本人確認のデジタル化・厳格化の推進をしていただくことを要請いたします。

貴団体におかれましても、法令上認められた本人確認手続の中で対面・非対面に関わらずマイナンバーカード等の活用によるデジタル化・厳格化にできる限り早期かつ円滑に対応していただくよう、貴会会員各位のご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

なお、政府方針等は高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（ＩＴ総合戦略本部）のホームページに掲載されておりますのでご活用ください。

○政府方針

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20190604/houshin.pdf>

○デジタル・ガバメント閣僚会議(第４回)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/dai4/gijisidai.html>

○世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20190614/siryoul.pdf>

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

担当：長谷川 TEL：03-6205-4196

将積（ショウジャク）TEL：03-5521-0037

国土交通省土地・建設産業局不動産課

担当：秋田 TEL：03-5253-8111（内線 25-130）

木幡 TEL：03-5253-8111（内線 25-129）

1) 個人番号（マイナンバー）カード

<券面での検証>

- ☐ 生年月日の月・日と有効期限の月・日が同じか
- ☐ 2016年1月から2022年3月31日までに公布されたマイナンバーカードについて
 - ☐ 20歳未満：有効期限の年が2020年以降・現時点で有効期間内のものか
 - ☐ 20歳以上：有効期限の年が2025年以降・現時点で有効期間内のものか
 ※有効期間は20歳以上は10回目の誕生日、20歳未満は5回目の誕生日まで
- ☐ 2022年4月1日以降に交付されたマイナンバーカードについて
 - ☐ 18歳未満：有効期限の年が2027年以降・現時点で有効期間内のものか
 - ☐ 18歳以上：有効期限の年が2032年以降・現時点で有効期間内のものか
 ※有効期間は18歳以上は10回目の誕生日、18歳未満は5回目の誕生日まで

<他書類との比較検証>

- ☐ その他本人確認書類と氏名・住所・生年月日が同じか確認
- ☐ 旧氏が記載されている場合には、住民票等においても旧氏の記載がされている

<機器を用いた検証>

※Windows※

- ☐ 裏面のQRコードをQRコードリーダーで確認すると、マイナンバー（12桁）が表示
（※基本的に他人のマイナンバーの記録はNGです）
- ☐ 券面事項表示ソフトウェアを使用し、ICチップ内のデータを検証（要パスワード）
- ☐ JPKI利用者ソフトを使用し、ICチップ内のデータを検証（要パスワード/リアルタイム有効性確認）

※スマートフォン※

- ☐ CWORKやLibjeID（IDリーダー）を使用し、ICチップ内のデータを検証（要パスワード）
- ☐ JPKI利用者ソフトを使用し、ICチップ内のデータを検証（要パスワード/リアルタイム有効性確認）

<写しについて>

- ☐ 表面コピー可（裏面には個人番号があるためQRコード含め、コピー不可）

2) 住民基本台帳（住基）カード

<券面での検証>

- ☐ 現時点で有効期限内のものか確認（※現時点でQRコードが無のものは、有効期限切れです）
- ☐ 2009年4月20日～2025年12月末が有効期限のものにはQRコードがあるか確認
- ☐ 個人番号カードを取得していないかどうかを口頭で確認

<他書類との比較検証>

- ☐ その他本人確認書類と氏名・住所・生年月日が同じか確認

<機器を用いた検証> ※Windows※

- ☐ 券面事項表示ソフトウェアを使用し、ICチップ内のデータを検証

<写しについて>

- ☐ 両面コピー可

3) 運転免許証

<券面での検証>

- ☐ 現時点で有効期限内のものか確認
- ☐ 番号12桁による確認（1・2桁：公安番号/3・4桁：初期交付西暦下2桁）
（※再取得の場合には3・4桁目は再取得した際の西暦下2桁になります）

- ☐ 生年月日の月・日に+ 1 か月したものが、有効期限の月・日か確認
- ☐ 交付日が2019年3月15日以降のものは「西暦（和暦）年・月」の有効期限表記か確認

<他書類との比較検証>

- ☐ その他本人確認書類と氏名・住所・生年月日が同じか確認
- ☐ 旧氏の記載がある場合は、住民票若しくはマイナンバーカードに旧氏の記載があるか確認

<機器を用いた検証>

- ☐ ICチップが搭載されているか、光を当て確認

※Windows※

- ☐ 券面事項表示ソフトウェアを使用し、ICチップ内のデータを検証（要パスワード）

※スマートフォン※

- ☐ CWORKやLibjeID（IDリーダ）を使用し、ICチップ内のデータを検証（要パスワード）

<写しについて>

- ☐ コピー可（「臓器提供意思表示欄」をマスキング）

4）運転経歴証明書

<券面での検証>

- ☐ 現時点で有効期限内のものか確認
- ☐ 番号12桁による確認（1・2桁：公安番号/3・4桁：初期交付西暦下2桁）
（※再取得の場合には3・4桁目は再取得した際の西暦下2桁になります）
- ☐ 交付日が2012年（平成24年）4月1日以降のものか確認

<他書類との比較検証>

- ☐ その他本人確認書類と氏名・住所・生年月日が同じか確認

<写しについて>

- ☐ コピー可

5）パスポート

<券面での検証>

- ☐ 現時点で有効期限内のものか確認
- ☐ ICチップ搭載のマークが表紙にあり、厚めのページ（ICチップ搭載）があるか確認
- ☐ 外国人の場合、証印シールを確認。中長期在留者の場合は、在留カードを合わせて確認
- ☐ 新パスポート（2020年2月4日以降発行）は、所持人記載欄（氏名・住所）がないため、本人確認資料として要件が満たされないため、取り扱い注意。

<他書類との比較検証>

- ☐ その他本人確認書類と氏名・住所・生年月日が同じか確認

<機器を用いた検証>

- ☐ ブラックライトを使用し、ホログラム（顔画像・1本～4本の線）を確認

※スマートフォン※

- ☐ CWORKやLibjeID（IDリーダ）を使用し、ICチップ内のデータを検証

<写しについて>

（券面事項を使用してアクセス）

- ☐ コピー可

6）在留カード・特別永住者証明書

<券面での検証>

- ☐ 16歳未満の方は顔写真無、16歳以上の方は顔写真あり

- ☐ 現時点で有効期限内のものか確認
- ☐ 指名がアルファベット表記（+漢字で併記される場合有）
- ☐ 交付年月日より2019年3月31日までに交付されている場合は交付者が「法務大臣」（※2019年4月1日以降は「出入国在留管理庁長官」）

<他書類との比較検証>

- ☐ パスポートとの記載事項の確認

<機器を用いた検証>

- ☐ MOJMOJの文字が透かし上がるか、光を当てて確認
- ☐ インターネットで「在留カード等番号失効情報照会」を利用し失効していないか確認

※スマートフォン※

- ☐ LibjeID（IDリーダ）を使用し、ICチップ内のデータを検証（券面右上記載の「番号」を使用）

<写しについて>

- ☐ 両面コピー可

6) コンビニ交付証明書

<券面での検証>

- ☐ 表面：自治体で出るものと同じような表記になっているか確認
- ☐ 紙は一般的なコピー用紙であるか確認
- ☐ 裏面には、スクランブル画像、左下にカラーで桜の絵、右下にQRコードがあるか確認

<他書類との比較検証>

- ☐ 他の本人確認書類と氏名・住所等の確認

<機器を用いた検証>

- ☐ コピー機でコピーを取ると、「複写」の文字が強く印刷される
- ☐ 赤外線カメラを使うと、桜の絵の部分に「証」の文字が見える
- ☐ 裏面を仕様通りの取り込みをし、問い合わせサイトへアップする。

表面と同じ表示がされるか確認

<写しについて>

- ☐ 両面コピー可

各種券面に対するアプリケーションを利用した確認について

券 種	券面事項表示ソフト			JPKI利用者ソフト			マイナンバーカード対面確認アプリ			IDリーダ		
	ICチップ	券面表示	有効性	ICチップ	券面表示	有効性	ICチップ	券面表示	有効性	ICチップ	券面表示	有効性
マイナンバーカード	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
運転免許証	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×
運転経歴証明書	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
パスポート（旅券）	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×
在留カード	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×
特別永住者証明書	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×

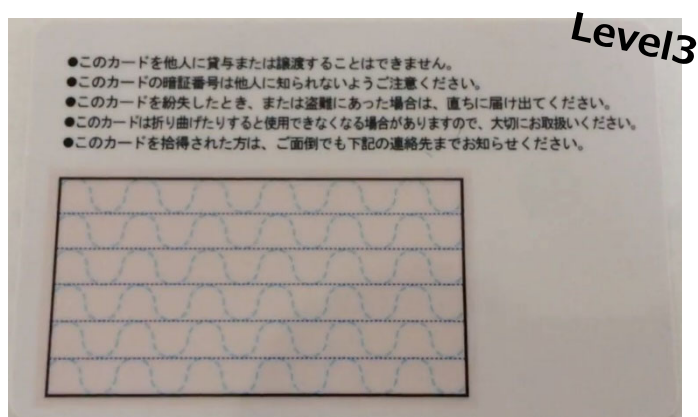
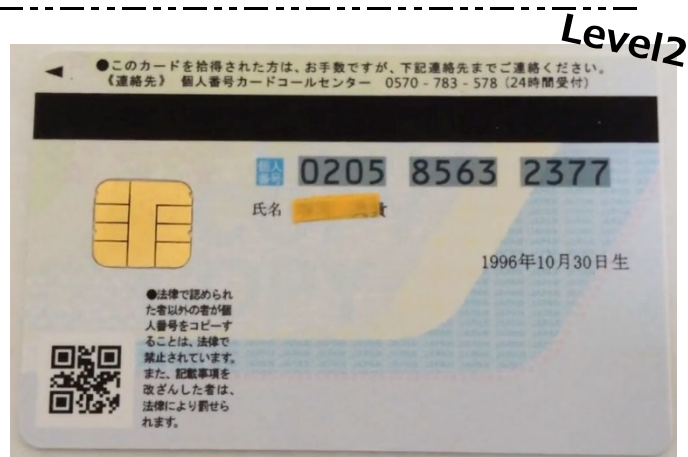
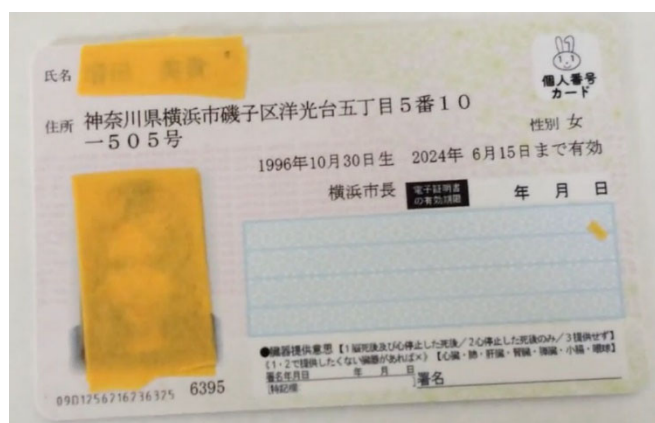
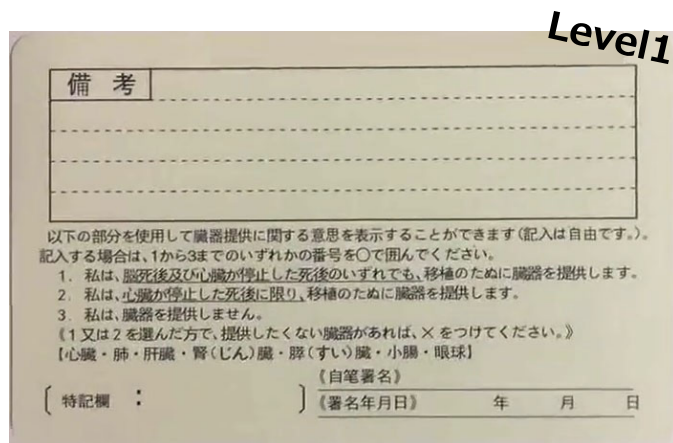
1)ICチップ：搭載されている→【○】 / 搭載されていない→【×】

2)券面表示：ICチップより情報を読み出せる【○】 / 情報は読みだせない→【×】

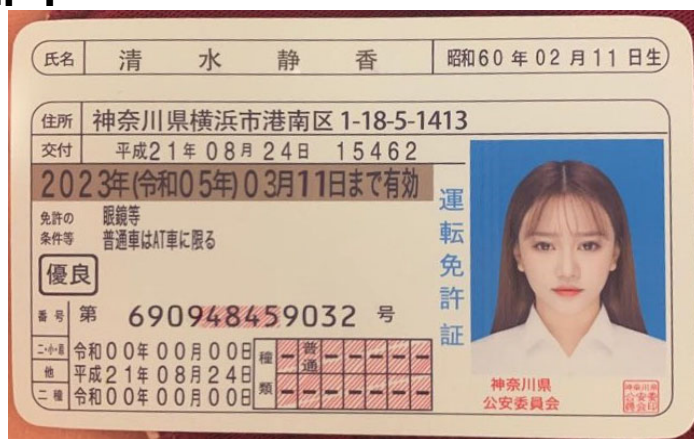
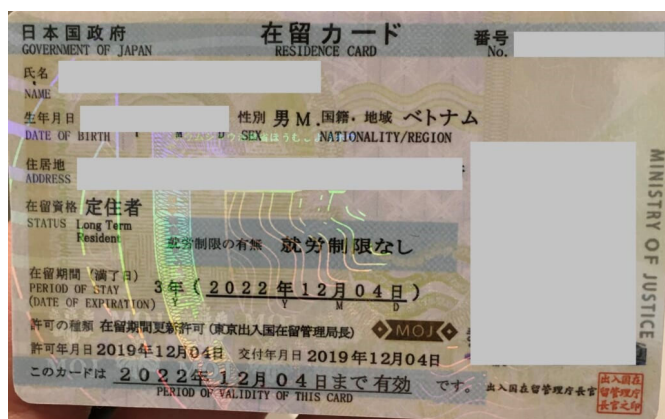
3)有効性：リアルタイムで1号書類の有効性確認ができる【○】 / 有効性確認ができない→【×】

4)各種1号書類のICチップにアクセスするには、パスワード若しくは券面記載情報が必要になります。

すべて偽造証明書です。どこがおかしいかわかりますか？



Level 4



※有効期限切れは無視してください。券面の情報より疑いのあるところを探してみてください。